

# 八代海沿岸 海岸保全基本計画



芦北海岸

令和8年3月変更

熊 本 県

## はじめに

### 計画策定の背景

#### 海岸法の改正及び海岸保全基本方針の策定（H11. 5月）

昭和31年に海岸法が制定され、台風による高潮や高波などから海岸の背後地の人命や財産を防護するために海岸整備が進められてきました。その後、海岸環境への認識の高まりや海洋性レクリエーション需要の増大など社会的ニーズの変化を受けて、海岸法が平成11年に一部改正されました。改正された海岸法では、総合的な観点から海岸管理を行うために、旧海岸法の目的である「海岸の防護」に、「海岸環境の整備と保全」、「公衆の海岸の適正な利用の確保」が新たに目的として付け加えられました。

また、この改正で国が海岸保全の共通の理念となるべき「海岸保全基本方針」を定めること、基本方針に基づき都道府県知事が「海岸保全基本計画」を策定することが義務づけられました。国は平成12年5月に、「国民共有の財産として『美しく、安全で、いきいきとした海岸』を次世代へ継承する」とした「海岸保全基本方針」を策定しています。

#### 平成11年の台風18号による高潮災害（H11. 9月）

本県においては、平成11年の台風18号により八代海湾奥部において高潮が発生し大きな被害を受けました。その悲劇を繰り返さないため、「熊本県高潮対策検討会」が平成14年1月に設置され、高潮に対する防災対策のあり方について検討し、熊本県の海岸防災の重要な方向性や施策が示されました。

#### 海岸保全基本計画の策定（H17. 5月）

海岸法の改正に基づき、国は、「国民共有の財産として『美しく、安全で、いきいきとした海岸』を次世代へ継承する」とした「海岸保全基本方針」を平成12年5月に策定しています。これに伴い、本県では「防護・環境・利用が調和した総合的な海岸保全の推進」を基本理念とし、「海岸保全基本計画」を平成17年5月に策定しました。

#### 海岸保全基本計画の変更（H27. 12月）

平成26年12月の海岸法の改正に伴い、「海岸保全施設の維持または修繕に関する事項」を海岸保全基本計画に規定することとなり、本県では海岸の適切な維持管理を推進するため、海岸保全施設の「維持、又は修繕の方法」等について、「海岸保全基本計画」を平成27年12月に変更しました。

#### 海岸保全基本計画の変更（R7. 3月）

気候変動に関する政府間パネルによる第5次評価報告書において、地球温暖化に伴い海面水位は上昇していること、更に今後においても世界平均海面水位の上昇は続いていくことが予想されています。このことを踏まえ、国は、「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方」の中で、「過去のデータに基づきつつ気候変動による影響を明示的に考慮した対策へ転換」することを令和2年7月に提言しました。このことから、本県においても、気候変動を踏まえた防護水準の見直しを実施し、基本理念に基づき「海岸保全基本計画」を令和7年3月に変更しました。

以上のことを受け、熊本県では、「くまもと新時代共創基本方針及び総合戦略」と

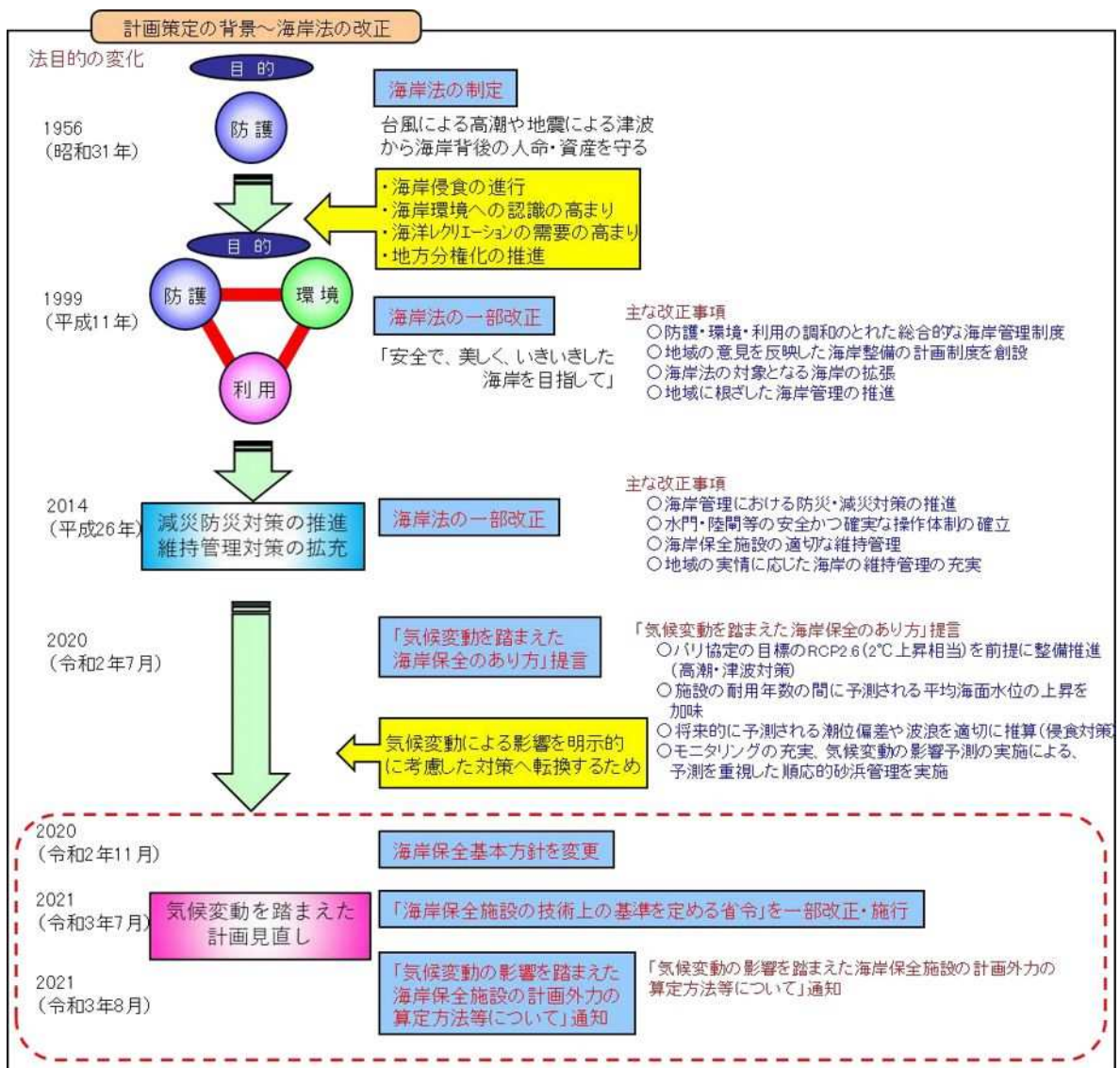
整合を図りつつ、学識経験者、関係市町長、関係海岸管理者、関係住民などの意見を踏まえ、今後、有明海沿岸の海岸保全を実施していくうえで基本となる「有明海沿岸海岸保全基本計画」を策定したものです。

## 熊本県が目指す海岸づくり

熊本県においては、「くまもと新時代共創基本方針」のもと県庁だけでなく県民、市町村等との幅広い力を結集させ、“未来を共に創る”という視点に立って魅力ある海岸づくりに取り組んでいくことが重要です。

今後、安全で社会と自然が共生する海岸を目指して、本計画の某本理念である

「防護・環境・利用が調和した総合的な海岸保全の推進」に一層取り組んで参ります。



## 目 次

### 第1編 海岸の現況に関する事項

- 1 海岸の概況
- 2 海岸の現況特性
  - (1) 防護面から見た特性
  - (2) 環境面から見た特性
  - (3) 利用面から見た特性
  - (4) 現況特性のまとめ
- 3 海岸の課題
  - (1) 海岸の防護に関わる課題
  - (2) 海岸環境の整備及び保全に関わる課題
  - (3) 海岸における適正な利用に関わる課題

### 第2編 海岸保全の方向に関する事項

- 1 保全に対する基本理念と基本方針
- 2 海岸の防護に関する事項
  - (1) 海岸保全施設整備に係る前提事項
  - (2) 耐震対策
  - (3) 津波対策
  - (4) 高潮対策（将来の気候変動を見据えた海岸保全施設の機能強化）
    - 1) 将来の気温上昇
    - 2) 気候変動による外力変化の考え方（海面上昇、潮位偏差、波浪等）
  - (5) 侵食対策
  - (6) 複合災害への対応
  - (7) 防護に関する施策
- 3 海岸環境の整備及び保全に関する事項
- 4 海岸における公衆の適正な利用に関する事項

### 第3編 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

- 1 海岸保全施設を整備しようとする区域……………
- 2 海岸保全施設の種類、規模及び配置等……………
  - (1) 海岸保全施設の種類……………
  - (2) 海岸保全施設の規模……………
  - (3) 海岸保全施設の配置……………
- 3 海岸保全施設による受益の地域及びその状況……………
- 4 海岸保全施設の維持又は修繕の方法……………

### 第4編 海岸保全基本計画の実施に向けて

- 1 関連計画との整合性の確保……………
- 2 地域住民の参画……………
- 3 情報の収集、公開、共有化……………
- 4 ハードとソフトが一体となった総合的な海岸保全の推進……………
- 5 既存施設の有効活用……………
- 6 計画の見直し……………

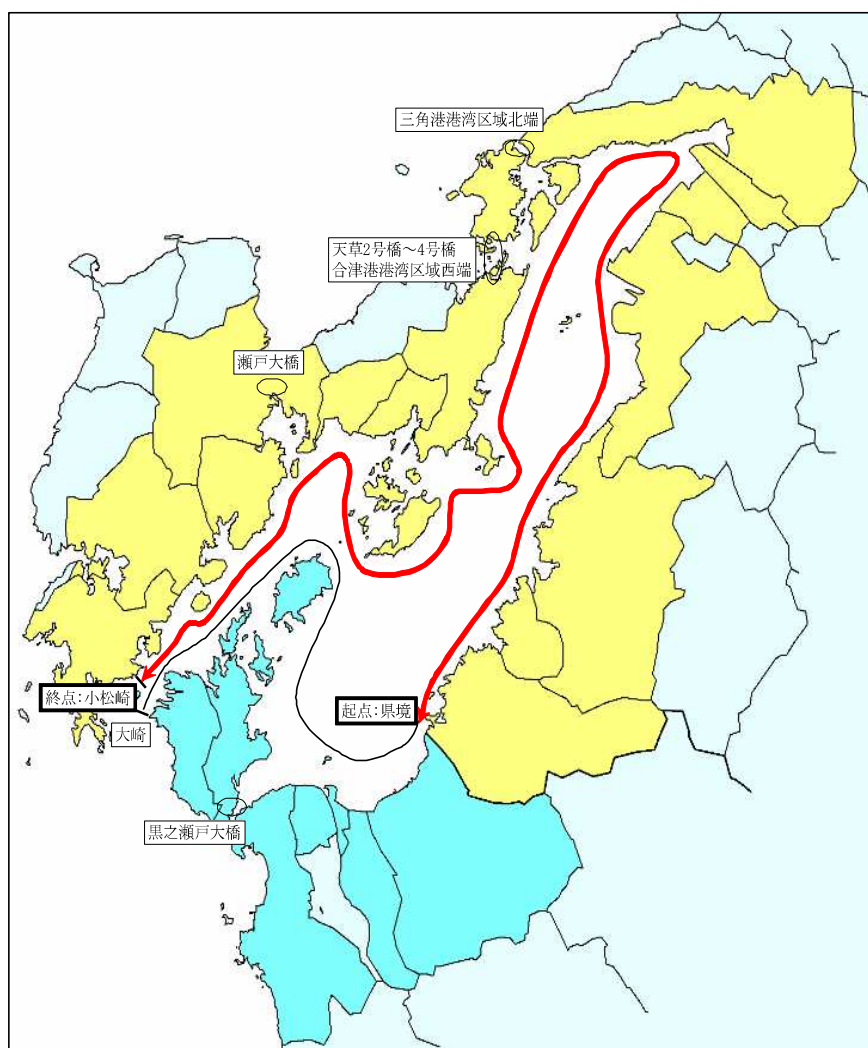
## 第1編 海岸の現況に関する事項

本海岸保全基本計画を策定する範囲は、国が策定した海岸保全基本方針に基づき、表ならびに図に示す沿岸域とします。

また、陸域並びに海域の範囲は、海岸法第三条の規定により指定される海岸保全区域および一般公共海岸区域（以下「海岸保全区域等」とします。

八代海沿岸海岸保全基本計画を策定する範囲

県名	沿岸名	区域		備考
		起点	終点	
熊本	八代海沿岸	水俣市大字袋字 茂道地先 (県境)	天草市久玉町小松崎 (天草下島)	本渡瀬戸においては瀬戸大橋を境界とします。 天草松島地域においては天草2号橋から天草4号橋および合津港港湾区域北端を境界とします。 三角港付近は三角港港湾区域北端を境界とします。



## 1. 海岸の概況

八代海は九州本土と天草諸島などに囲まれた閉鎖性の高い海域で、その海岸線は熊本県と鹿児島県に属しています。熊本県に属する海岸線は、約552kmに及び、リアス式海岸や多島海、干拓堤防などで形成されています。八代海に海岸線を有する熊本県の市町は5市3町(下記参照)で、その人口は約32万人となっています。(令和6年4月現在)

また、海岸保全区域延長は約321kmで約58%となっています。(平成15年度末、海岸統計)

関係市町(建制順)
八代市、水俣市、上天草市、宇城市、氷川町、芦北町、津奈木町

沿岸域は、干拓地を除いたほとんどの区域が雲仙天草国立公園をはじめとする自然公園に指定されており、多島海や断崖など優れた景観を有しています。また、湾奥部に発達する広大な干潟にはムツゴロウやハクセンシオマネキなどの海洋生物が生息し、八代海南部には藻場が分布しているなど豊かな自然に恵まれています。

同時に、海上輸送や沿岸漁業を通して地域の生活や経済に深いつながりを持ち、海水浴といった海洋性レクリエーションなどによる海とのふれあいの場ともなっています。

また一方では、台風の常襲地帯であることから過去において幾度となく被害を受け、高潮対策として堤防・護岸の整備や改良がされてきましたが、平成11年9月の台風18号では多大な被害を受けました。

## 2. 海岸の現況特性

### (1) 防護面から見た特性

#### ○地形・地質

天草諸島の海岸線はリアス式海岸や多島海などで形成され、水俣・芦北地域の海岸線はリアス式海岸などで形成されています。また、八代平野の海岸線は干拓堤防で形成されており前面に干潟が広がっています。

海底地形は、八代海北部は湾奥部に広がる干潟に代表される水深20m以浅の遠浅な地形であり、南部に位置する長島海峡から内湾に続く海域では水深50m以深の急峻な地形です。

八代海の東部においては、河口部で砂れきや泥土が堆積し、自然に陸化した複合三角州と人工的な干拓地からなっています。一方で、芦北地域と天草諸島は堆積岩、宇土半島と水俣地域は火山性岩石からなっています。

#### ○海象(潮位、波浪、潮流等)

八代海の潮汐は干満の差が大きいことで有名であり、潮位差は約4mもあります。

閉鎖性水域であることで、通常波浪は穏やかであります。台風時には吹き寄せ効果などによる海面上昇量は大きくなります。

また、八代海を南北方向に流れる潮流が卓越し、その流れは複雑です。

#### ○背後地の状況

海岸付近における土地利用は、森林と干拓により造成された農地が大半ですが、重要港湾などの背後地には工業用地や市街地など、漁港の背後地には集落などが見られます。宇土半島において国道266号が海岸沿いに位置し、八代平野においても九州新幹線、JR鹿児島本線、肥薩おれんじ鉄道、国道3号などの交通機関が位置しています。

#### ○海岸保全施設の整備状況

八代海沿岸においては、高潮対策事業、侵食対策事業及び海岸環境整備事業などを実施してきました。海岸保全施設の整備は、全般的には護岸、堤防、消波工などを用いた線的防護方式が中心であります。芦北地域や天草諸島においては、緩傾斜護岸や養浜、潜堤、離岸堤、突堤などの施設による面的防護方式で整備した海岸もあります。

一部の海岸保全施設では、老朽化や沈下、及び土砂堆積などによる樋門の閉塞などが生じています。



海岸環境整備事業(御立岬海岸)



樋門の土砂堆積(豊川海岸)



突堤、養浜(中形浦海岸)



緩傾斜護岸(湯の児海岸)



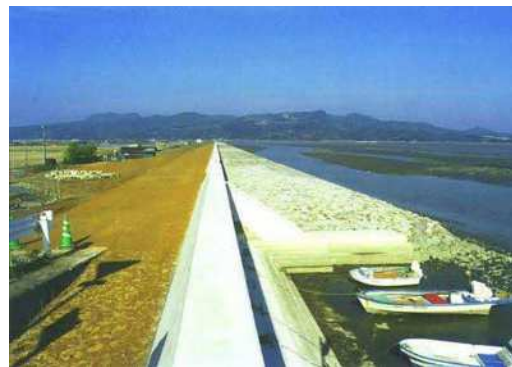
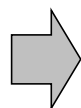
堤防(消波工)(金剛海岸)



緩傾斜護岸(上天草港海岸)



和鹿島地区(整備前)



和鹿島地区(整備後)

○海岸災害の特徴

【高潮 高波】

八代海は閉鎖性水域であり、外洋からの進入波の影響を受けにくいため、通常は静穏であります。しかし、台風の常襲地帯であり、湾口が南向きかつ、遠浅な海底地形であることから、吹き寄せ効果による海面上昇が大きくなり、高潮が発生しやすく被害を受けやすい地域となっています。

平成11年9月の18号台風では、八代海の西側を台風が北上したことに加え、満潮（大潮）に向かい潮位が上昇している時間帯であったこともあり、宇城市不知火町松合地区で多くの犠牲者を出す結果となりました。

### 【侵食・堆積】

八代海沿岸の一部には砂浜海岸が見られ、局所的な侵食はありますが、背後地を脅かすほどの大規模な侵食被害は見られていません。また、球磨川などの河川の河口部などでは土砂堆積に伴い干潟が発達しており、樋門の排水不良による背後地の湛水被害が懸念されています。

### 【津波 地震】

熊本地方気象台が昭和6年に三角検潮所を設置し、観測を開始しましたが、これまでに津波は観測されていません。なお、津波として文献に記録されているものも、眉山の崩壊による津波以外に3件しかなく、高潮や高波の記録と比較すると極めて少ない状況です。また、「海岸保全施設の技術上の基準・同解説」で引用されている「日本被害津波総覧」においても、熊本県を含め九州西岸の周辺海域における津波の発生は記述されていません。地震については1889（明治22）年7月28日には、熊本市域を走る立田山断層によると推定されるマグニチュード6.3の地震が発生しています。2016（平成28）年4月14日には、熊本県熊本地方においてマグニチュード6.5の地震が発生し、震度7を観測しました。また、16日にはマグニチュード7.3の地震が発生しています。



浸水による被害(宇城市不知火町)



越波による被害(上天草市龍ヶ岳町)

### ○海岸防護を取り巻くその他の事項

広域的・長期的な視点から、地球温暖化やエルニーニョ・ラニーニャ、ダイポールモード現象※による周期的な気候・海洋変動などを要因とする気象・海象の変化、特に海水面の上昇や台風の頻発化・大型化などの防災上の影響が懸念されています。

※ エルニーニョ現象は、太平洋の赤道から南米のペルー沿岸にかけての海域で海面水温が高い状態が続く現象で、同じ海域で海面水温が低い状態が続く現象がラニーニャ現象です。また、インド洋の熱帯域において、東部で海面水温が低くなり、西部で海面水温が高くなる現象がダイポールモード現象です。

## (2)環境面から見た特性

### ○流入河川

日本三大急流の1つと言われる一級河川の球磨川(流域面積1,880km<sup>2</sup>、延長552km、支流川数81)をはじめ、二級河川の氷川、佐敷川、水俣川などの11河川が八代海に流入しています。

### ○自然海岸

熊本県における自然海岸の延長は、平成10年の環境庁の調査では387.9km(全海岸延長の36.6%)であり、地域住民が安全に利用することを目的として、人工ビーチの整備(御立岬公園等)や高波の減衰を目的とした海岸保全施設の整備などにより自然海岸の割合が低下しています(平成6年から平成8年にかけて熊本県全域で29.5km(7.1%)減少)。

### ○水質

海域における「水質汚濁に係る環境基準」(昭和46年環境庁告示第59号)において、カドミウム、総水銀などの健康項目については環境基準を達成しています。COD、全燐、全窒素などの生活環境項目のうちCODについて、八代海海域の大半はA類型(COD:2mg/L以下等)、港周辺はB類型(COD:3mg/L以下等)、八代港周辺で部分的にC類型(COD:8mg/L以下等)の類型指定を受けており、令和5年度において、A類型の一部水域を除いた環境基準点でCODの環境基準を満たしています。また、全燐、全窒素の生活環境項目についても、水域類型(I~III類型)全てにおいて、全窒素は環境基準値を満たしていますが、全燐は環境基準値を満たしていません。しかし、令和4年度に大規模な赤潮の発生を踏まえ、今後とも十分に注視する必要があります。

一方、海水浴場の水質判定は、AA判定(ふん便性大腸菌群数:不適出等)となっています。

### ○藻場

砂質底である八代市周辺にはアマモ場があり、岩礁地帯である天草諸島付近のガラモ場ではヒジキやホンダワラ類などの海藻が繁茂しています。

本沿岸における藻場の生育面積については減少の傾向にあります。

### ○干潟

平成6年3月の環境庁「海域生物環境調査報告書」によると、北部の宇土半島から八代市日奈久まで、広大な干潟が形成されています。日奈久以南から鹿児島県境の水俣市までは山が海岸まで迫っているため、干潟はほとんどなく局部的なものとなっています。底質は、湾奥部の宇城市不知火町、松橋町、小川町などでは、泥質が主体であり、氷川町以南になると細砂~微砂が主体となります。

また、平成元年の環境省調査では、河川の流入する河口周辺干潟の清澄度が落ちてきたこと、あるいは干潟に浮泥が多く蓄積しているなどの変化が記されており、底生生物への影響が懸念されます。

なお、平成10年3月の「第5回自然環境保全基礎調査海辺調査総合報告書」によると、熊本県の干潟面積はわが国最大（平成10年環境庁調べで10,337.6ha）となっています。



アマモ場



球磨川河口干潟

### ○動・植物

#### 【動物相】

湾奥部の干潟や球磨川河口をはじめとして、「レッドデータブックくまもと2019」で絶滅危惧Ⅱ類のムツゴロウ、ハクセンシオマネキなどの海洋生物の生息域であると同時に、渡り鳥の餌場であり、絶滅危惧ⅠA類に分類されるヘラシギなどのシギ・チドリ類や、絶滅危惧ⅠB類のクロツラヘラサギ、準絶滅危惧のツクシガモを始めとした鳥類が飛来する。また、貝類などの底生生物については、絶滅危惧ⅠA種のアゲマキや、絶滅危惧Ⅱ類のミドリシャミセンガイなどが確認されています。



ハクセンシオマネキ



ムツゴロウ

#### 【植物相】

海浜植物としては水俣市のハマナツメ自生地、御所浦町のハマサジ群落が確認されています。

また、長島海峡付近ではサンゴが確認されています。



ハマナツメ

### ○景観・自然公園

雲仙天草国立公園、芦北海岸県立自然公園、三角大矢野海辺県立自然公園が指定されており、上天草市大矢野町周辺は景観条例により景観形成地域が指定されています。これらの地域は内海に点在する多島海と断崖など優れた景勝地です。

湾奥部では、広大な干潟の景観や、夏の夜半に微風が吹いた際、水平線の海上に光が点滅する「不知火」の現象が見られ、この「不知火」については、古来から様々な文献に登場するほか、現在でも多くの研究書が執筆されており、詩歌の題材としても有名で文化的価値も高い。

### ○海岸環境を取り巻くその他の事項

河川から流出してくる流木の漂着、海岸利用者が残していくゴミや不法投棄などに対し、海岸愛護月間(7月)を設け、重点的に海岸の清掃活動などを実施していますが、今後もゴミなどの処理については対策が必要です。



芦北海岸県立自然公園



不知火



清掃活動

### (3)利用面から見た特性

#### ○背後人口

海岸線を有する市町は8市町で、その人口は約31万人（令和6年9月現在）でありますが、八代市を中心とした湾奥部周辺、水俣市、天草市などに集中しており、特に、芦北地域、宇土半島、天草諸島では平地が少ないことから、港を中心とした市街地や海岸周辺の集落に人口が集中しています。また、芦北地域や天草諸島の人口は減少傾向にあります。

#### ○歴史・文化

縄文時代の貝塚や古墳など海岸付近に多く見られる遺跡は古くから海岸線に生活圏があったことを示しています。また、歴史的な価値から指定文化財として保護されているものも多くあります。江戸時代から本格化した八代干拓は年代とともに海岸線を前進させ、地域生活に潤いを与えてきました。国の重要文化財に指定された郡築樋門をはじめ、干拓に関連する遺跡も近年文化財として認識されるようになり、調査保護が進められています。明治初期に近代的な港として建設された三角西港も歴史的に価値が高く、国の重要文化財として保護・整備活用が図られており、さらに平成27年7月に世界文化遺産に登録されました。

万葉集に歌が収められている芦北の野坂の浦は、景勝地として知られ、付近にあるうたせ船の発着場からの行き帰りの船上から万葉歌碑を見ることができます。



旧郡築新地甲号樋門(八代市)



野坂の浦の万葉歌碑(芦北町)



石積ふ頭(宇城市)

## ○沿岸の利用状況

### 【産業活動（漁業・港湾）】

産業は、広大な農地と豊富な水資源に支えられる農業、干潟や静穏域での養殖などの漁業、芦北水俣や天草地域における観光業、八代水俣周辺の工業と様々な産業が見られる地域であります。

漁業活動の拠点となる漁港は、第一種と第二種の54漁港が八代海沿岸に位置しています。八代海北部ではアサリなどの採貝、クルマエビ、カニ類などを対象とする流し網や手繰り網が主であり、南部ではタチウオ、マダイを目的とする吾智網、チリメンを採る機船船曳網が主です。また、湾奥でのノリ、天草諸島周辺におけるマダイ・ブリ・トラフグ・クルマエビ・真珠の養殖も盛んです。しかし、近年の水産業は、資源の減少、魚価の低迷、漁業就業者の減少と高齢化などが進行し、併せて、八代海における赤潮によるノリ及び魚類養殖に対する被害の発生や漁業生産の減少により極めて厳しい状況となっています。

また、地球温暖化に伴う気候変動の影響で、頻発化・激甚化する豪雨災害等により、漁場に土砂が流入し底質が悪化するとともに、南方系の食害生物が増加するなど、水産資源の生息環境の悪化が懸念されています。アサリについては、大雨による淡水化やホトトギスガイの異常発生等により漁場の生産力が低下し、アサリ資源が激減しましたが、覆砂等の漁場整備や資源管理等の取組みにより、徐々に回復してきています。

沿岸に位置する港湾は、重要港湾である八代港と三角港を含めた11港湾であり、地域の発展に貢献するとともに、地域の生活を支えています。

### 【観光・レジャー活動】

ポケットビーチを利用した海水浴、干潟での潮干狩り、大矢野島周辺に多く位置するマリナーや釣り場、うたせ船などの観光漁業、松島での海中観察、湯の児のフィッシングパークなど、様々な海洋性レクリエーションが行われています。また、花火大会や祭りなど海岸を利用したイベントや臨海学校などの学習の場としての利用も行われています。海岸利用の多様化により一部の海岸利用者と地域住民・漁業者との間でトラブルや事故が発生しています。



湯の児海岸



棚底諏訪宮秋の大祭



サーフィン(芦北町)



ビーチバレー(芦北町)

#### 【海岸利用を取り巻くその他の状況】

沿岸全体としては直立式の堤防・護岸が多いため、水際線に近づくことが困難である区間の割合が高い海岸が多いが、水際線へのアクセス性に配慮した階段護岸やスロープなどを整備している海岸もあります。

海水浴場と併せて駐車場、トイレ、休憩施設などの施設が整備されている海岸もあり、海岸利用者の利便性の向上に貢献しています。しかしながら、一部利用者のマナーの悪さによる設備の破損や落書きなどが確認されています。

なお、本沿岸においては、県内で初の拠点となる「渚の交番」を設置し、地元産食材や人材、文化などの地域資源を活用し、地域振興・まちづくりによる観光振興を図ることで利用者のマナー向上にもつながっています。

#### ○交通体系

主な交通体系は、水俣市から宇土半島にかけては、九州新幹線とJR鹿児島本線及び国道3号、部分供用されている高規格道路の南九州西回り自動車道であり、宇土半島から天草諸島においてはJR三角線、国道266号、国道324号及び国道389号です。また、沿岸域を結ぶフェリー・旅客船は地域の重要な交通機関となっています。

#### ○環境学習の場

八代海沿岸に現存する干潟を含む浅海には、多種多様な底生生物が生息しており、球磨川河口において、干潮時にはシギ・チドリ類などの渡り鳥が餌場と休息を求めて飛来するため、干潟観察会や野鳥観察会など自然生態系と直接触れ合うことができる環境学習の場として活用されています。



野鳥群れ(球磨川河口)



野鳥観察会(球磨川河口)

(4) 現況特性のまとめ

(1) ～ (3) に、八代海沿岸における現況の代表的特性を記載した内容について、下表のとおり一覧表に整理しました。

八代海沿岸の現況特性			
防護	海岸地形	<ul style="list-style-type: none"> <li>・芦北地域はリアス式海岸、天草諸島はリアス式海岸及び多島海</li> <li>・湾奥部は堤防により直線的な海岸線、前面に干潟</li> </ul>	
	海象特性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・閉鎖性水域であるため、通常時の波浪は静穏</li> <li>・台風時には、吹き寄せ効果などにより海面上昇は大きい</li> <li>・潮位差は約4m、潮流は南北方向に卓越し、恒流は複雑</li> </ul>	
	背後地状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・芦北地域、天草諸島は平地が少なく、港を中心とした市街地や集落が点在</li> <li>・八代平野は低平地(干拓地)で農用地、市街地が発達、鉄道、幹線道路、港湾も存在</li> <li>・宇土半島は平地が少なく集落が点在、幹線道路が海岸沿いに存在</li> </ul>	
	主な海岸保全施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般的に護岸や堤防による線の防護が中心</li> <li>・芦北地域、天草諸島など一部で、離岸堤、潜堤、人工海浜などの面的防護</li> <li>・一部で老朽化、沈下</li> </ul>	
	主な海岸災害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体的に越波被害、特に湾奥部では平成11年の台風18号により大きな被害</li> <li>・一部海岸に局部的侵食による被害</li> </ul>	
	その他の事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地球温暖化や周期的な気候・海洋変動などに伴う海面上昇、台風の大型化の懸念</li> </ul>	
環境	主な流入河川	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一級河川の球磨川(延長552km)、二級河川は11河川</li> </ul>	
	海域の水質 (類型指定状況等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・A類型が大半で、港周辺ではB類型、八代港周辺では部分的にC類型</li> <li>・CODは湾奥部の2つの環境基準点において未達成、海水浴場の水質はAA～A</li> <li>・有害赤潮の増加、貧酸素水塊の発生</li> </ul>	
	藻場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・湾奥、宇土半島は泥質干潟、八代平野南側は砂質干潟</li> <li>・芦北地域、天草諸島においては部分的に存在</li> <li>・干潟の泥質化</li> </ul>	
	干潟	<ul style="list-style-type: none"> <li>・湾奥部におけるムツゴロウやハクセンシオマネキ</li> <li>・八代平野付近の干潟にクロツラヘラサギを始め、鳥類が飛来</li> </ul>	
	注目すべき動物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水俣のハマナツメ、御所浦のハマサジ</li> </ul>	
	注目すべき植物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・天草諸島周辺でのリアス式海岸や多島海景観</li> <li>・芦北地域のリアス式海岸</li> <li>・湾奥部は広大な干潟</li> </ul>	
	海岸景観	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県北部は広大な干潟景観</li> <li>・県南西部は岩礁、砂浜等の風光明媚な自然美</li> </ul>	
	自然公園等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・天草諸島における雲仙天草国立公園</li> <li>・芦北地域における芦北海岸県立自然公園</li> <li>・上天草市大矢野町周辺における三角大矢野海辺県立自然公園</li> </ul>	
	その他の事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・洪水に起因するゴミや流木の漂着</li> <li>・一部で車両乗り入れ</li> <li>・ゴミの不法投棄</li> </ul>	
	利用	背後人口	<ul style="list-style-type: none"> <li>・八代市を中心とした湾奥周辺、水俣市、天草市に集中</li> <li>・芦北地域、天草諸島は、人口が減少傾向</li> </ul>
歴史・文化		<ul style="list-style-type: none"> <li>・干拓の歴史(郡築樋門など歴史的建造物)</li> <li>・海岸付近における貝塚やの古墳などの文化財</li> <li>・芦北の野坂の浦、三角西港の石積み頭など</li> </ul>	
沿岸の利用状況		産業活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・八代港、水俣港、三角港における物流、人流</li> </ul>
		漁業・水産業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水俣芦北周辺は、タチウオ・マダイ・イワシ類、小型底引き網によるクルマエビなどの沿岸漁業が盛ん</li> <li>・湾奥部は、アサリ・カニ類などの採貝、刺し網による漁業の他、ノリの養殖も盛ん</li> <li>・天草諸島周辺は、マダイ・ブリ・トラフグ・クルマエビ・真珠などの養殖漁業が盛ん</li> </ul>
		観光・レジャー活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・芦北・水俣地域、天草地域では、海水浴、釣り、水上スキー、ジェットスキー、ダイビング、ヨットなど</li> </ul>
	その他の事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・堤防、護岸が多く海浜へのアクセスは悪い</li> <li>・一部で、海岸利用者のマナーが悪く、漁業者や地区住民とトラブル発生</li> </ul>	
交通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・九州本土、宇土半島は、鉄道や道路が主</li> <li>・天草諸島は、道路や航路(フェリー、旅客船)</li> <li>・九州新幹線や南九州西回り自動車道が部分開通</li> </ul>		

### 3. 海岸の課題

八代海沿岸の現況特性などから、特に海岸に対する影響が大きい項目について、防護面・環境面・利用面における課題を抽出しました。

#### 【海岸の防護に関する課題】

- ・ 湾奥部の八代平野背後地は、住居・道路・鉄道・農地などが集積した低平地(干拓地)が広く存在し、芦北地域・天草諸島は山地が海に迫り海岸付近に集落・道路が集積しています。
- ・ 台風の常襲進路に位置し、平成11年9月の台風18号により湾奥部において、大きな高潮被害が発生しており、今後も高潮や高波による越波や浸水の被害が懸念されます。また、地形的な特徴のため干満の差が大きく、吸い上げと吹き寄せによる海面上昇量が満潮と重なると、高潮被害が発生する可能性が高くなります。
- ・ 広域的・長期的な視点から、地球温暖化やエルニーニョ・ラニーニャ、ダイポールモード現象なども含めた周期的な気候・海洋変動などを要因とする気象・海象の変化、特に海水面の上昇や台風の頻発化・大型化などの防災上の影響が懸念されています。
- ・ 施設整備による防災対策には限界があるため、防災情報の収集・提供や避難体制の強化などによる防災・減災の必要性が生じています。
- ・ これまでの整備により一定の安全性は確保されているものの、一部の区間については新たに海岸保全施設の整備が必要な箇所や、施設の老朽化などに伴う機能低下が見られ、対応が必要な箇所も確認されています。
- ・ 土砂堆積により閉塞した樋門などへの対応が必要です。
- ・ 熊本県の近海や八代海における津波発生の可能性、規模などについて検討が必要です。

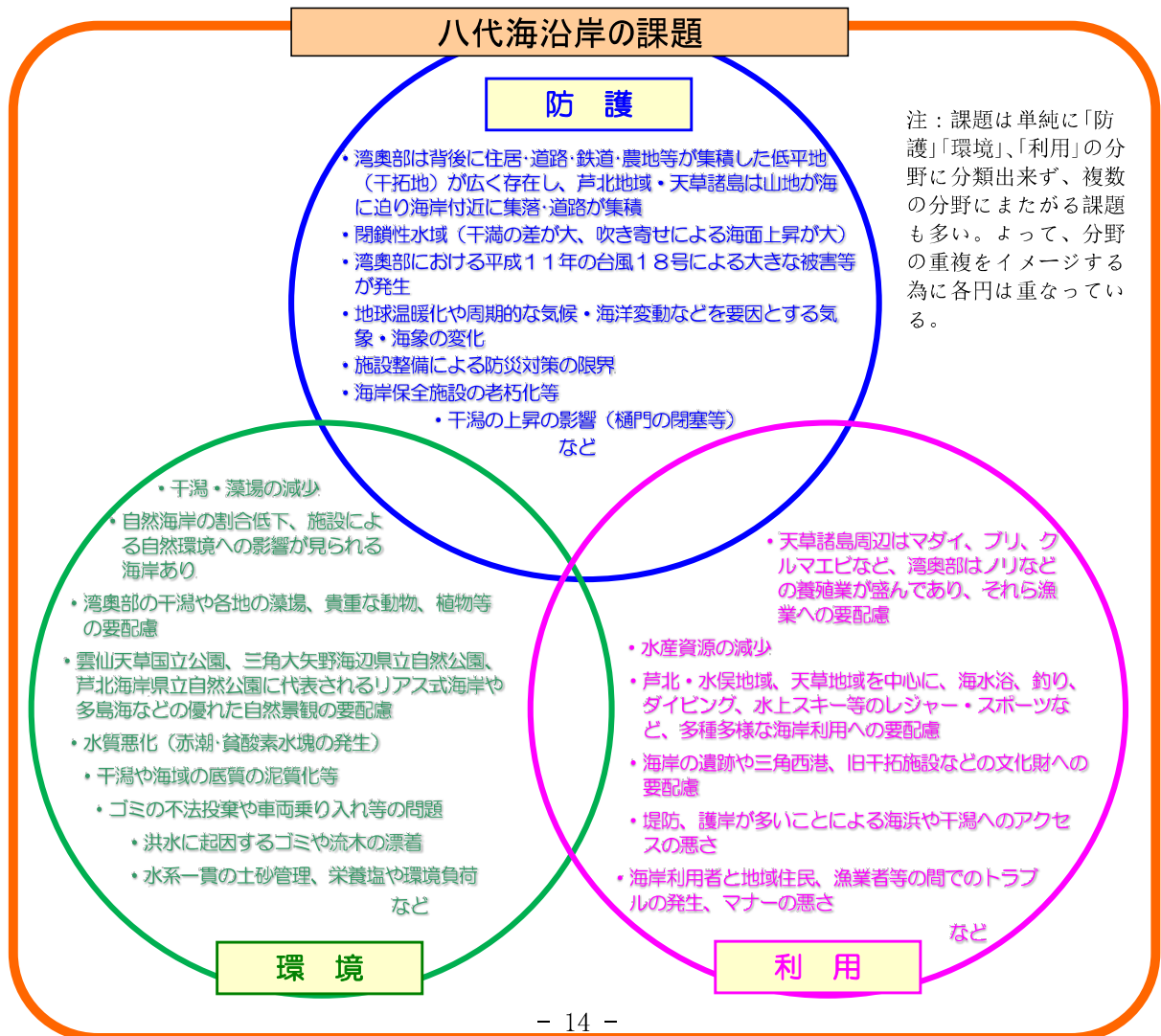
#### 【海岸環境の整備及び保全に関する課題】

- ・ 水質浄化機能を有し、生物の生息・生育地として重要な干潟や藻場などが減少しています。
- ・ 海岸保全施設の整備などにより自然海岸の割合が低下しています。
- ・ 湾奥部などの広大な干潟、各地の藻場、貴重な動物・植物などの豊かな自然環境に配慮する必要があります。
- ・ 雲仙天草国立公園、三角大矢野海辺県立自然公園、芦北海岸県立自然公園に代表されるリアス式海岸や多島海などの良好な海岸景観に配慮する必要があります。
- ・ 有機物の堆積をはじめとする水質、底質など海域の環境が悪化し、赤潮の増加や貧酸素水塊が見られる中で、二枚貝をはじめとする水産資源の減少やノリの養殖など、漁業生産量は減少を続けています。
- ・ 良好な海岸環境を保全するため、海浜への車両の乗り入れ、ゴミの不法投棄、その他海岸環境を損なう心ない行為、洪水に起因するゴミや流木などへの漂着などについても対応が必要です。
- ・ 従来、土砂管理について山地、河川、海岸などを個別に考えてきましたが、水系一貫した土砂の管理・制御の考え方が必要とされており、環境負荷、栄養塩などについても同様に水系一貫の考え方が必要となってきています。

- ・地球温暖化やエルニーニョ・ラニーニャ、ダイポールモード現象なども含めた周期的な気候・海洋変動などを要因とする、気温、海水温の上昇や降水などの気候パターンの変化、さらには海面の上昇などが予想されており、これらの環境変化が及ぼす干潟をはじめとする生態系への影響が懸念されます。

【海岸における適正な利用に関する課題】

- ・天草諸島周辺におけるマダイ、ブリ、クルマエビなどの養殖、湾奥部におけるノリの養殖業などの水産業が盛んですが、一方で水産資源の減少も見られるため、漁業への配慮が必要となります。
- ・芦北・水俣地域、天草地域を中心に、海水浴、釣り、ダイビング、水上スキーなどのレジャー・スポーツなどが盛んです。一方、沿岸には三角西港や旧干拓堤防をはじめとする歴史的建造物などが存在し、これら多種多様な海岸利用や文化財保護への配慮が必要となります。
- ・多様化する海岸利用へのニーズ（レジャー、スポーツ、学習の場）に対し、沿岸は堤防、護岸が多く、海浜や干潟へのアクセスが十分ではありません。
- ・海岸利用者と地域住民、漁業者などの中でのトラブルの発生や、一部海岸利用者のマナーの悪さが見受けられるため、ルールづくりなどの対応が必要です。



## 第2編 海岸保全の方向に関する事項

### 1. 保全に対する基本理念と基本方針

海岸は海と陸と大気が接し多様な生物が相互に関係しながら生息・生育している貴重な空間です。また、様々な利用の要請があるため、人為的な諸活動によって影響を受けやすい空間でもあります。このような特性を持つ海岸において、安全で活力ある地域社会を実現し、環境意識の高まりや心の豊かさへの要求にも対応する海岸づくりが求められています。

これまでの海岸保全では、人命や財産を災害から護ることを中心に取り組み、結果として防護の面で大きな効果を発揮してきましたが、一方で自然環境への負荷につながった側面があります。これからは、社会と自然が共生する海岸を目指し、防護とともに良好な海岸環境の保全 再生と有効に利用できる海岸づくりに取り組んでいくことが重要です。

そこで熊本県では、各海岸・地域の個性を活かしながら、沿岸域全体として防護・環境・利用が調和した総合的な海岸保全を推進することとし、次のとおり基本理念を定めました。

### **防護・環境・利用が調和した総合的な海岸保全の推進**

基本理念に基づき、八代海沿岸の防護・環境・利用における方針を次のように定めます。

#### 【防護：海岸の防護に関する基本方針】

平成11年9月の台風18号の災害を踏まえて、高潮や波浪などによる災害から背後地の人命や財産を防護するために、自然環境や海岸利用に配慮しながら、沿岸域の特性に応じた適切な整備水準に基づく海岸保全施設の整備や機能維持を引き続き行います。

さらに施設の能力を超えた高潮や波浪などによる災害発生に対処するため、行政と住民が一体となった防災・減災のための仕組みづくりを中心としたソフト対策を進めます。

#### 【環境：海岸環境の整備及び保全に関する基本方針】

多様な生物が生育・生息する八代海の湾奥部に代表される干潟や藻場をはじめとした自然環境や、雲仙天草国立公園、三角大矢野海辺県立自然公園、芦北海岸県立自然公園の指定区域に代表されるような良好な海岸景観などの次世代に継承すべき環境の保全と再生に努めます。

#### 【利用：海岸における公衆の適正な利用に関する基本方針】

養殖をはじめとした各種漁業、水俣・芦北、天草地域を中心としたレジャー・スポーツ及び憩いの場、学習の場など、海岸利用における多様なニーズに対し、地域の文化や歴史を尊重しつつ、自然環境や防護に配慮しながら、多くの人々が有効に利用できる海岸づくりに努めます。

(施策の展開)

上記基本方針を受け、熊本県は、海岸保全に関する施策などにより「防護 環境 利用が調和した総合的な海岸保全」を推進します。

なお、推進に当たっては、行政機関、地域住民、学識経験者などの連携を図るとともに、防護 環境 利用の施策間の連携により効果的な施策の展開に努めます。

- ※1 ソフト対策：施設整備以外の対策を総称してソフト対策と呼ぶ。  
それに対して施設整備をハードもしくはハード対策と呼ぶ。
- ※2 地域住民：NPO、NGO、町内会、漁業協同組合、水防団など住民により組織された団体も含む。

## 2. 海岸の防護に関する事項

基本方針に基づき、海岸の防護に関する事項を次のように定めます。

### (1) 海岸保全施設整備に係る前提事項

#### ○熊本県高潮対策検討会

平成11年9月の台風18号の高潮災害を再び繰り返すことのないように、学識経験者、関係省庁機関、マスコミ、病院、消防といった防災関係者からなる「熊本県高潮対策検討会」において、熊本県の海岸防災の重要な方向性や施策が示されました。熊本県では、その検討成果を既往の海岸保全基本計画や海岸管理等に反映してきました。

#### ○「想定最大高潮」による総合的な防災・減災対策への取り組み

前述の「熊本県高潮対策検討会」を受けて、熊本県では、防災・減災を進めるために、防護の目標として「想定最大高潮」<sup>※1</sup>を設定しました。「想定最大高潮」とは、熊本県の沿岸域を中心とした過去の気象観測資料に基づき、数値計算モデルによって推算した「想定される最大規模の台風により起こされる高潮」のことです。

この「想定最大高潮」に対して、「沿岸域の特性に応じた適切な整備水準」に基づく海岸保全施設の整備と、行政、住民などが一体となった防災・減災のための仕組みづくりを中心としたソフト対策を、バランス良く一体的・総合的に進めてきました。

<sup>※1</sup> ここでの「想定最大高潮」とは、過去に熊本県に影響を与えた5つの主要台風が様々なコースにくまなく走らせるシミュレーションを実施して得られたものであり、「高潮浸水想定区域図作成の手引き Ver. 2.11」（令和5年4月 農林水産省 国土交通省）で想定している国内の既往最大規模の台風とは異なる。

#### ○施設整備の目標となる「整備水準高潮」

前項の「想定最大高潮」に対し、堤防等の海岸保全施設の目標規模となる「整備水準高潮」を設定し、施設整備を進めてきました。

この「整備水準高潮」とは、99年台風18号（平成11年9月）の高潮災害を防止するために必要とした八代海湾奥での施設規模と同等の安全度を確保できるよう、中心気圧958hPaの台風が最悪の経路を通過した場合を想定し、数値計算モデルにより推算したものです。

### (2) 耐震対策

想定される最大級の地震が発生した後も高潮、津波による浸水を防ぐこととし、地域防災計画の想定地震や中央防災会議や地震調査研究推進本部等国の機関の想定地震を対象に、海岸保全施設の耐震性を確保し浸水被害を防ぎます。

### (3) 津波対策

熊本県で現在想定される津波高は、おおむね高潮に対する防護水準となる堤防高を下回ります。そのため、津波対策としては、高潮の防護水準の高さまで耐震性能を有する施設を整備することで対応できるとみられますが、津波は発生の予測が難しいこと、また、想定を上回る津波の発生も否定できないため、適切な監視体制を維持して参ります。

#### (4) 高潮対策(将来の気候変動を見据えた海岸保全施設の機能強化)

##### 1) 将来の気温上昇

気候変動の影響は世界的に顕在化しつつあり、今後、さらなる平均海面水位の上昇や台風の強大化等による沿岸地域への影響が懸念されています。気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第5次評価報告書では、RCP※2シナリオとして、21世紀末頃には産業革命以前と比べて2°C～4°C程度の気温上昇が予測されています。

このような状況のもと、国の「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方」提言（令和2年7月）では、パリ協定の目標である2°C上昇を前提として、海岸保全施設の整備推進等が示されています。

熊本県の高潮対策においても、この提言に準じ2°C上昇を前提として防護水準を定めています。

※2RCP シナリオとは、将来の温室効果ガスが安定化する濃度レベルと、そこに至るまでの経路のうち代表的なものを選び作成されたシナリオのことを示す。

##### 2) 気候変動を踏まえた防護水準の設定

既往の「整備水準高潮」をもとに2°C上昇を反映した防護水準を設定したうえで、これを高潮に対する防護水準としています。

#### (5) 侵食対策

侵食により著しく背後地に被害が予想される海岸においては、必要な侵食防止を図るものとします。

#### (6) 複合災害への対応

近年、気候変動の影響等により全国的に大規模な災害が頻発しており、高潮と高波、地震と高潮、地震と洪水、高潮と洪水等のように複数の災害が同時生起することによって発生する複合的な災害も考えられるため、海岸保全にあたっては、単独の災害だけでなく複合的な災害の発生にも備える必要があります。

## (7) 防護に関する施策

基本方針に基づき、防護に関して以下の施策を推進する。

### ①海岸保全施設整備の推進

沿岸域の特性に応じた適切な整備水準に基づき、必要な施設を、背後地の重要性、緊急性などを勘案しつつ計画的に整備します。

整備に当たっては、沿岸に位置する砂浜、岩礁、海岸林などが有する自然の防護機能の活用や、防護 環境 利用の調和が取れた新たな手法の採用など自然環境や良好な景観へできる限り影響が少なくなるよう配慮します。

また、事業の策定・実施段階を通じて、地域住民等との意思共有を図ることで、幅広い力を結集させ、熊本県の未来を共に創っていくことで魅力ある海岸づくりに努めていきます。

### ②「熊本県統合型防災情報システム」の機能充実

海岸における潮位などの防災情報を関係市町に伝達するとともに、防災関係、ライフライン、報道の各機関や地域住民などと共有し、防災活動に活用するために、「熊本県統合型防災情報システム」の機能充実に図ります。

### ③高潮ハザードマップ作成支援

沿岸市町による高潮ハザードマップの作成を支援するために、高潮が発生する可能性の高い地域や高潮による浸水範囲を把握するために必要な情報及び、より効果的なマップとするための住民参加などの策定手法についての情報を関係市町に提供します。

### ④「高潮に関するホームページ」の機能充実

高潮に関する日常的な啓発・広報、災害・防災情報などの情報拠点とするために、「高潮防災に関するホームページ」の機能充実に図ります。併せて、海岸の環境保全や利用についての情報も発信します。

### ⑤関係機関による各種イベント等の開催

高潮に対する防災・減災に対して関心を持ってもらうために、関係機関と連携を図りながら、最新情報や体験の場を提供する各種イベントなどを開催します。

### ⑥防災関係機関対象の防災講習会の実施

高潮災害に対し適切な対応を行うための知識や技術の取得に向けた講習会を開催します。

⑦高潮防災訓練等の実施

防災関係機関や地域住民の防災意識や技術を持続するために、高潮防災訓練などを実施します。

⑧自主防災組織の活性化支援

地域住民の自主防災組織の組織率の向上と組織の活性化に向け、市町村・県民を対象としたパンフレット、ビデオ、手引きの作成、自主防災組織活性化セミナーの開催などにより支援を図ります。

⑨地域防災計画の充実

沿岸市町の防災活動の指針である「地域防災計画」に対し、高潮対策を盛り込む市町の増加や内容の充実を図られるよう情報提供を行います。

⑩海岸保全施設の機能維持

海岸保全施設について、関係機関や地域住民と連携・協力を図りながら適切な管理を行います。また、必要に応じて施設の点検を行い、老朽化した海岸施設や閉塞樋門の機能回復を図るために維持補修や改修を行います。その場合においても、防護・環境・利用の調和が取れた新たな手法の採用などに努めます。

⑪諸機関との連携と「流域治水」

よりよい海岸づくりを行っていくために、行政機関、地域住民、学識経験などの連携を図るとともに、防護・環境・利用の施策間の連携により効果的な施策の展開に努めます。

その際、海岸管理者だけでなく他管理者や住民等のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる、「流域治水」の観点での取り組みにも努めます。

事例：②「熊本県統合型防災情報システム」の機能充実(H16.6.14一部運用開始)



※ このシステムでは、潮位、風向 風速の他にも、気象、雨量、河川水位、土砂災害危険度情報、ダム情報などの防災情報をインターネットで一元的に発信している。うち、気象、潮位、河川水位、土砂災害危険度情報については、メールなどで市町村へ送信します。

### 3. 海岸環境の整備及び保全に関する事項

基本方針に基づき、環境に関して以下の施策を推進します。

#### ①多様な生物の生育 生息環境への配慮

多様な生物の生育・生息する藻場や干潟、砂浜をはじめとした豊かな自然環境に影響が少なくなるようできる限り配慮しつつ、海岸保全施設を整備します。

なお、整備に当たっては「環境影響評価法」、「熊本県環境影響評価条例」に基づく環境アセスメント制度や本県が独自に導入している「熊本県環境配慮システム」などの環境配慮の手続きを実施します。

また、防護、利用との調和を図りながら、喪失した自然の再生に向けた取組みを推進します。

#### ②良好な海岸景観への配慮

リアス式海岸、多島海、白砂青松海岸、広大な干潟など、良好な海岸景観に影響が少なくなるようできる限り配慮しつつ、海岸保全施設を整備します。

なお、整備に当たっては「熊本県景観条例」に基づく「公共事業景観形成指針」を遵守します。

#### ③環境教育の展開

行政機関、地域住民、学識経験者、教育機関などの連携も図りながら、観察会、清掃活動、イベント、情報提供などを通して環境教育を展開します。

#### ④環境保全に向けた海岸管理

海浜への車両乗り入れ、ゴミの不法投棄、油流出事故などの海岸環境に負荷を与える行為に対処するため、行政機関や地域住民などと連携を図った海岸管理に努めます。



ヘラシギ



多島海景観(上天草市)

#### 4. 海岸における適正な利用に関する事項

基本方針に基づき、利用に関して以下の施策を推進します。

##### ①多様な海岸利用への配慮

漁業、レジャー・スポーツ、憩いの場、学習の場、レクリエーション活動の推進などの多様な海岸利用に配慮しつつ、海岸保全施設を整備します。

##### ②海岸における快適性 利便性の向上

誰にでも利用しやすい海岸へのアクセス路、水辺へ近づきやすい階段護岸等の整備、休憩施設、わかりやすい案内標識などのユニバーサルデザインを取り入れた海岸保全施設を整備するなど、海岸における快適性・利便性の向上に努めます。

##### ③海岸利用のマナー向上

誰もが快適に海岸を利用できるよう、他の利用者の迷惑となる行為の制限や海岸環境へ支障を及ぼす行為の制限など、地域特性に応じた海岸利用のルールづくりを進めます。

海岸利用のルール等については、利用者にわかりやすく表示するとともに、利用者の啓発などにも取り組みます。

また、本沿岸内では県内初の拠点となる「渚の交番」を設置し、地元産食材や人材、文化などの地域資源を活用し、地域振興・魅力ある海岸づくりを図ることで利用者のマナー向上にもつながっています。

##### ④学習・教育の場としての海岸の利用

自然体験学習や防災教育など、学習・教育の場として海岸を利用します。

##### ⑤情報の提供による海岸の利用促進

ホームページなどを活用し、レジャー・イベント情報やアクセス情報などの海岸に関する情報の発信・提供を行い、海岸の利用を促進します。



海水浴場(御立岬公園)



マナー向上のための看板

## 第3編 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

本計画の第2編で定めた「海岸保全に関する基本的な事項」を推進するため、海岸保全施設の整備について、以下の事項を別表及び別図に記載します。

ただし、区域、記載事項については、現在施設整備を実施している箇所 事項もしくは今後実施が想定される箇所・事項を記載しており、今後、施設の整備に当たり区域、記載事項の変更が生じることが想定されるため、その場合は適宜見直しを実施します。

### 1. 海岸保全施設を整備しようとする区域

海岸保全施設を整備しようとする区域は、海岸背後の宅地、農地、道路などに対して被害の発生が想定されるなど、海岸保全施設の新設、改修や維持・補修などが必要な箇所で、別表及び別図に設定した区域とします。必要に応じて区域などの見直しを実施します。

### 2. 海岸保全施設の種類、規模及び配置等

海岸保全施設の種類、規模及び配置などについては、別表及び別図に記載しています。実施に当たっては、社会情勢や技術開発の進歩などを考慮しつつ、行政機関、地域住民、学識経験者などの意見も聴取しながら、適切な海岸保全施設の整備手法の採用に向けて具体的な検討を行い、その結果記載事項に変更が生じる場合は見直しを実施します。

#### (1) 海岸保全施設の種類

現在の海岸保全施設もしくは今後整備が想定される施設の種類を記載します。実施に当たっては、海象や地形などの各種条件、環境・景観への配慮、背後の土地利用状況、周辺の整備内容、行政機関、地域住民、学識経験者などの意見により総合的に施設の種類を決定します。

#### (2) 海岸保全施設の規模

海岸保全施設の規模は、整備地区毎の施設延長及び代表天端高<sup>※</sup>を示すものとします。

※天端高：構造物の最上端の高さ

#### (3) 海岸保全施設の配置

海岸保全施設の配置は、施設整備を行う地区、地名及びその区域を示すものとします。

### 3. 海岸保全施設による受益の地域及びその状況

海岸保全施設による受益の地域及びその状況は、海岸保全施設の整備によって高潮・高波などによる災害や海岸侵食から防護される地域及びその地域の土地利用状況などを示すものとして、別表及び別図のとおり設定します。

### 4. 海岸保全施設の維持又は修繕の方法

海岸保全施設については、定期的な巡視または点検を行い、施設の損傷・劣化その他の変状の把握に努め、変状が認められたときは、適切な維持・修繕等の措置を講じ、施設の機能を維持します。

また、今後、急速に施設の老朽化が進行することが見込まれていることから、長寿命化計画を策定し、施設を良好な状態に保つよう、施設の維持及び修繕を計画的に実施していきます。

なお、これらを実施する区域、施設の種類、規模、配置は、別表及び別図のとおりとします。

## 第4編 海岸保全基本計画の実施にむけて

本計画において、有明海沿岸における現況の特性を整理、課題を抽出し、それに基づき、社会と自然が共生する海岸を目指した「防護・環境・利用が調和した総合的な海岸保全の推進」という基本理念と防護、環境、利用の基本方針を定め、実現に向けた施策を示しました。

行政機関、地域住民、学識経験者などの幅広い力を結集させることで実効的かつ効果的に計画を推進することが重要であり、また、熊本県の未来を共に創るという考え方を取り入れながら施策を実施するものとします。

ここでは、本計画の実施に向けて留意すべき事項について記載します。

### 1. 関連計画との整合性の確保

「有明海・八代海再生に向けた熊本県計画」をはじめとして、国土の利用、開発及び保全に関する計画、環境保全に関する計画、地域計画など関連する計画と整合性を確保します。

### 2. 地域住民の参画

海岸保全基本計画の策定段階で必要に応じて開催される公聴会などだけでなく、海岸保全基本計画が実効的かつ効果的に執行できるよう、策定段階、実施段階を通じて、幅広い力を結集させることと併せて熊本県の未来を共に創るという考え方により適宜、地域住民の参画を得ます。

### 3. 情報の収集、公開、共有化

海岸の防護、環境及び利用について、調査や研究及び情報の収集に努めるとともに、事業計画の策定段階から、計画の実現によりもたらされる防護、環境及び利用に関する効果や影響を必要に応じて示すなど、事業の透明性の向上を図るため、海岸に関する情報を広く公開します。また、情報の共有化を進めるための取組みを検討・実施します。

### 4. ハード対策とソフト対策が一体となった総合的な海岸保全の推進

より効果的に海岸保全を推進するために、各施策間の連携を図りながらハード対策とソフト対策が一体となった総合的な施策の進め方を検討します。

### 5. 既存施設の有効活用

適正な維持管理を行いつつ既存施設を有効に活用することにより、コスト削減や環境への負荷の軽減などに努めます。

### 6. 計画の見直し

海岸保全の推進に向け、各施策の実施状況、海岸保全に関する技術の進歩、社会状況の変化などを踏まえながら、必要に応じて計画の見直しに取り組むものとします。

別表 海岸保全施設整備の種類、規模、配置及び受益の地域 《八代海沿岸》

イ) 海岸保全施設を整備しようとする区域				ロ) 海岸保全施設の種類、規模及び配置等						ハ) 海岸保全施設による受益の地域及びその状況		ニ) 維持又は修繕の方法		その他	
No	海岸名	地名	所管	種類	新設「◎」改良「○」	施設規模(現況)		施設規模(計画:R8年)2100年時点		施設配置	受益の地域・状況		維持又は修繕の方法	整備の方向	
						延長(km)	代表天端高(T.P.m)	延長(km)	代表天端高(T.P.m)		地域	状況		防護施策	内容
1	茂道漁港海岸	水俣市大字袋字茂道地先	(水)	護岸消波工		0.69		0.69		別 図 参 照	水俣市の一部	住宅地、農用地	維持又は修繕の方法	高潮対策	必要に応じて既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。実施に当たっては、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。
2	湯堂漁港海岸	水俣市大字袋字湯堂地先	(水)	護岸		2.03		2.03	水俣市の一部		住宅地、工業用地、農用地、その他	高潮対策			
3	水俣港海岸	水俣市梅戸地先	(港)	護岸		0.99		0.99	水俣市の一部		住宅地、商業業務地、工業地、農用地、その他	侵食対策			
4	丸島海岸	水俣市大字浜地先	(農)	堤防		0.43		0.43	水俣市の一部		住宅地、商業業務地、工業地、農用地、その他	—		堤防前面に埋立地が造成されたため対策計画なし	
5	湯の児海岸	水俣市大字大迫宇崎～字上外平地先	(建)	護岸 離岸堤 突堤		2.37		2.37	水俣市の一部		住宅地、商業業務地、その他	高潮対策		高潮による背後地への越波・飛沫被害を防止するため、護岸等の整備を行う。整備に当たっては、環境・利用と調和のとれた海岸整備を目指す。	
6	早栗海岸	水俣市大字大迫地先	(農)	護岸		0.42		0.42	水俣市の一部		住宅地、農用地、その他	高潮対策		・堤防、護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤、離岸堤（潜堤）、人工リーフについては、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門については、定期的に点検等を行ない、設備の終年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
7	大迫海岸	水俣市大字大迫宇軍崎～字浜田地先	(建)	堤防 消波堤 樋門		0.50		0.50	水俣市の一部		工業地、商業業務地、農用地	高潮対策			
8	男島海岸	芦北郡津奈木町大字小津奈木字白浜～大字岩城宇浜崎地先	(建)	堤防 樋門		2.97	2.1 ~ 6.2	2.97	3.2 ~ 6.2		津奈木町の一部	住宅地、工業地、農用地、その他			高潮対策
9	古川海岸	芦北郡津奈木町大字岩城宇浜～字蛭子地先	(建)	護岸 樋門		2.43		2.43	津奈木町の一部		住宅地、商業業務地、農用地、その他	高潮対策			
10	大泊漁港海岸	芦北郡津奈木町大字岩城宇蛭子～字仮泊地先	(水)	護岸		0.61		0.61	津奈木町の一部		住宅地、商業業務地、工業地、農用地、その他	高潮対策			必要に応じて既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。実施に当たっては、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。
11	福浜漁港海岸	芦北郡津奈木町大字福浜宇犬瀬～宇浜地先	(水)	護岸		1.39		1.39	津奈木町の一部		住宅地	高潮対策			
12	合串漁港海岸	芦北郡津奈木町大字福浜宇津々良～字松岡地先	(水)	護岸		1.68		1.68	津奈木町の一部		住宅地、農用地、その他	高潮対策			
13	福浦漁港海岸	芦北郡津奈木町大字福浜宇長浜～宇竹迫地先	(水)	護岸 消波工		2.27		2.27	津奈木町の一部		住宅地、商業業務地、その他	高潮対策			
14	大矢漁港海岸	芦北郡芦北町大字女島宇池尻～宇福浦地先	(水)	護岸 消波工		1.74		1.74	芦北町の一部		住宅地、農用地	高潮対策			
15	牛の水漁港海岸	芦北郡芦北町大字女島宇牛の水～宇京泊地先	(水)	護岸 消波工		1.01		1.01	芦北町の一部		住宅地、農用地	高潮対策			

別表 海岸保全施設整備の種類、規模、配置及び受益の地域 《八代海沿岸》

イ) 海岸保全施設を整備しようとする区域				ロ) 海岸保全施設の種類、規模及び配置等					ハ) 海岸保全施設による受益の地域及びその状況		ニ) 維持又は修繕の方法		その他		
No	海岸名	地名	所管	種類	新設「◎」改良「○」	施設規模(現況)		施設規模(計画:R8年) 2100年時点		施設配置	受益の地域・状況		維持又は修繕の方法	整備の方向	
						延長(km)	代表天端高(T.P.m)	延長(km)	代表天端高(T.P.m)		地域	状況		防護施策	内容
16	佐敷海岸(女島地区)	芦北郡芦北町大字女島地先	(港)	堤防、護岸		2.16		2.16		別 図 参 照	芦北町の一部	農用地、森林	維持又は修繕の方法	高潮対策	必要に応じて既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。実施に当たっては、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。
16	佐敷海岸(計石地区)	葦北郡芦北町大字計石地先	(港)	護岸、排水機場		1.75		1.75			芦北町の一部	住宅地、農用地、その他		高潮対策	既存護岸の耐震性強化を行う。維持補修や今後の新設・改良においては防護・環境・利用との調和を目指す。
16	佐敷海岸(鶴木山地区)	芦北郡芦北町大字鶴木山地先	(港)	護岸、消波工		1.00		1.00			芦北町の一部	住宅地、農用地、森林		高潮対策	
17	佐敷海岸(計石地区)	芦北郡芦北町大字計石字西割～芦北町大字計石字東割	(建)	堤防		0.51		0.51			芦北町の一部	住宅地、農用地、その他		高潮対策	
17	佐敷海岸(花岡西地区)	芦北郡芦北町大字計石字西割南～芦北町大字計石字場的場尻	(建)	堤防 樋門		1.60		1.60			芦北町の一部	住宅地、商業業務地、工業地、農用地、その他		高潮対策	
17	佐敷海岸(平生地区)	芦北郡芦北町大字女島字下浦～芦北町大字女島字中浦	(建)	堤防 樋門		0.39		0.39			芦北町の一部	住宅地、農用地、その他		高潮対策	
18	井手鼻海岸	芦北郡芦北町鶴木山字松手～字井手地先	(建)	護岸 突堤 離岸堤		2.91		2.91			芦北町の一部	商業業務地、その他		高潮対策	
19	萩の越海岸	芦北郡芦北町大字海浦字萩の越地先	(建)	護岸 突堤 離岸堤		1.49	2.1～6.2	1.49	3.2～6.2		芦北町の一部	その他		高潮対策	
20	海浦漁港海岸	芦北郡芦北町大字海浦字外平～字京泊地先	(水)	護岸		2.58		2.58			芦北町の一部	住宅地、農用地、その他		高潮対策	必要に応じて既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。実施に当たっては、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。
21	田浦港海岸(和田地区)	芦北郡芦北町大字和田地先	(港)	護岸、突堤		0.36		0.36			芦北町の一部	農用地、森林、その他		侵食対策	
22	田浦港海岸(小田浦地区)	芦北郡芦北町大字小田浦地先	(港)	堤防、護岸、排水機場		3.51		3.51			芦北町の一部	住宅地、工業地、その他		高潮対策	
23	田浦漁港海岸	芦北郡芦北町大字田浦町字太田～字岩崎地先	(水)	護岸 堤防 水門		2.77		2.77			芦北町の一部	住宅地、農用地、その他		高潮対策	
24	御立岬海岸	芦北郡芦北町大字田浦町字大田～字外平地先	(建)	護岸 突堤 離岸堤		1.38		1.38			芦北町の一部	その他		高潮対策	
25	杉迫漁港海岸	芦北郡芦北町大字田浦町字外平地先	(水)	護岸		0.29		0.29			芦北町の一部	住宅地、農用地、その他		高潮対策	
26	井牟田漁港海岸	芦北郡芦北町大字井牟田字洲浜～字野添地先 芦北郡芦北町大字波多島字畑尻～字小島地先	(水)	護岸		1.65		1.65			芦北町の一部	住宅地、農用地、その他		高潮対策	

※所管:(河)河川局、(港)港湾局、(水)水産庁、(農)農村振興局

別表 海岸保全施設整備の種類、規模、配置及び受益の地域 《八代海沿岸》

イ) 海岸保全施設を整備しようとする区域				ロ) 海岸保全施設の種類、規模及び配置等				ハ) 海岸保全施設による受益の地域及びその状況		ニ) 維持又は修繕の方法		その他		
No	海岸名	地名	所管	種類	新設「◎」改良「○」	施設規模(現況)		施設規模(計画:R8年) 2100年時点		受益の地域・状況		維持又は修繕の方法	整備の方向	
						延長(km)	代表天端高(T.P.m)	延長(km)	代表天端高(T.P.m)	地域	状況		防護施策	内容
27	二見漁港海岸	八代市二見洲口町字明神田～字古川地先	(水)	護岸堤防		0.62		0.62		八代市の一部	住宅地、その他	・堤防、護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤、離岸堤(潜堤)、人工リーフについては、波浪による堤体前面の洗濯や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門については、定期的に点検等を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	高潮対策	必要に応じて既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。実施に当たっては、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。
28	洲口海岸	八代市洲口新地地先	(農)	堤防、樋門消波工	○	1.42		1.42		八代市の一部	住宅地、農用地、その他		高潮対策	高潮による背後地への越波・飛沫被害を防止するため、堤防等の整備を行い、必要な防護機能を確保する。整備に当たっては、環境、利用と調和のとれた海岸整備を目指す。
29	日奈久港海岸	八代市日奈久中町地先	(港)	護岸		3.70		3.70		八代市の一部	住宅地、商業業務地、農用地、その他		高潮対策	必要に応じて既存施設の老朽化に伴う維持補修や景観等に配慮した改築などを実施する。実施に当たっては、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。
30	日奈久海岸	八代市日奈久町～塩南町地先	(農)	堤防、樋門消波工	○	2.00		2.00		八代市の一部	住宅地、農用地、その他		高潮対策	高潮による背後地への越波・飛沫被害を防止するため、堤防等の整備を行い、必要な防護機能を確保する。整備に当たっては、環境、利用と調和のとれた海岸整備を目指す。
31	明治新田海岸	八代市八代市日奈久塩北町三番割～水島町字水島地先	(建)	堤防水門・樋門		4.08		4.08		八代市の一部	住宅地、商業業務地、農用地、その他		高潮対策	必要に応じて既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。実施に当たっては、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。
32	金剛海岸	八代市平和町金剛地先	(農)	堤防、樋門消波工	○	6.09		6.09		八代市の一部	住宅地、商業業務地、農用地、その他		高潮対策	高潮による背後地への越波・飛沫被害を防止するため、堤防等の整備を行い、必要な防護機能を確保する。整備に当たっては、環境、利用と調和のとれた海岸整備を目指す。
33	八代港海岸(内港地区)	八代市港地先	(港)	護岸		1.43		1.43		八代市の一部	住宅地、工業地、その他		高潮対策	
34	八代港海岸(外港地区)	八代市新港町地先	(港)	護岸		3.55	2.7 ~ 6.2	3.55	4.4 ~ 6.2	八代市の一部	工業地、その他		高潮対策	必要に応じて既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。実施に当たっては、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。
35	八代港海岸(大島地区)	八代市大島町地先	(港)	堤防、護岸、樋門		3.54		3.54		八代市の一部	住宅地、工業地、その他		高潮対策	
36	郡築海岸	八代市郡築町郡築地先	(農)	堤防、樋門消波工	○	3.08		3.08		八代市の一部	住宅地、商業業務地、工業地、農用地、その他		高潮対策	
37	昭和海岸	八代市昭和同仁町地先	(農)	堤防、樋門消波工、離岸堤	○	2.66		2.66		八代市の一部	住宅地、商業業務地、農用地、その他		高潮対策	高潮による背後地への越波・飛沫被害を防止するため、堤防等の整備を行い、必要な防護機能を確保する。整備に当たっては、環境、利用と調和のとれた海岸整備を目指す。
38	文政海岸	八代郡鏡町鏡町大字北新地～大字宝出地先	(農)	堤防、樋門消波工	○	6.09		6.09		鏡町の一部	住宅地、商業業務地、農用地、その他		高潮対策	
39	野崎海岸	八代市鏡町大字野崎～大字鏡町字宝出五番割地先	(建)	堤防樋門		4.66		4.66		八代市の一部	住宅地、商業業務地、農用地、その他		高潮対策	必要に応じて既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。実施に当たっては、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。
40	和鹿島海岸	八代郡水川町大字綱道地先～宇城市小川町住吉地先	(農)	堤防、樋門消波工	○	7.41		7.41		水川町、宇城市の一部	住宅地、商業業務地、農用地、その他		高潮対策	高潮による背後地への越波・飛沫被害を防止するため、堤防等の整備を行い、必要な防護機能を確保する。整備に当たっては、環境、利用と調和のとれた海岸整備を目指す。
41	豊川海岸	宇城市松橋町砂川～御船地先	(農)	堤防樋門		1.18		1.18		宇城市の一部	住宅地、商業業務地、農用地、その他	高潮対策	必要に応じて既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。実施に当たっては、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。	

別  
図  
参  
照

別表 海岸保全施設整備の種類、規模、配置及び受益の地域 《八代海沿岸》

イ) 海岸保全施設を整備しようとする区域				ロ) 海岸保全施設の種類、規模及び配置等				ハ) 海岸保全施設による受益の地域及びその状況		ニ) 維持又は修繕の方法		その他		
No	海岸名	地名	所管	種類	施設規模(現況)		施設規模(計画:R8年 2100年時点)		施設配置	受益の地域・状況		維持又は修繕の方法	整備の方向	
					延長(km)	代表天端高(T.P.m)	延長(km)	代表天端高(T.P.m)		地域	状況		防護施策	内容
42	豊川海岸	宇城市松橋町沖地字浅川～御船字四番割地先	(建)	堤防 樋門		1.89		1.89		宇城市の一部	住宅地, 農用地, その他	別 図 参 照	高潮対策	高潮による背後地への越波・飛沫被害を防止するため、堤防等の整備を行う。整備に当たっては、環境・利用と調和のとれた海岸整備を目指す。
43	不知火海岸	宇城市不知火町長崎字弁天山～塩浜字沖須地先	(建)	堤防 護岸 樋門		2.27		2.27		宇城市の一部	住宅地, 農用地, その他		高潮対策	必要に応じて既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。実施に当たっては、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。
44	塩屋浦海岸	宇城市不知火町大字長崎地先	(農)	堤防 樋門	○	1.09		1.09		宇城市の一部	住宅地, 農用地 その他		高潮対策	高潮による背後地への越波・飛沫被害を防止するため、堤防等の整備を行い、必要な防護機能を確保する。整備に当たっては、環境・利用と調和のとれた海岸整備を目指す。
45	桂原海岸	宇城市不知火町長崎字千鳥湯～永尾字二本松地先	(建)	護岸		1.10		1.10		宇城市の一部	住宅地, 農用地, その他		高潮対策	高潮による背後地への越波・飛沫被害を防止するため、護岸等の整備を行う。整備に当たっては、環境・利用と調和のとれた海岸整備を目指す。
46	永尾海岸	宇城市不知火町永尾字二本松～宇川添地先	(建)	護岸 消波堤		2.71		2.71		宇城市の一部	住宅地, 商業業務 地, 農用地, その他		高潮対策	
47	松合漁港海岸 (松合地区)	宇城市不知火町松合地先	(水)	護岸 堤防 消波工 水門		2.43		2.43		宇城市の一部	住宅地, 農用地		高潮対策	高潮による背後地の越波・飛沫被害を防止するため、護岸、消波工等の整備を行い、必要な防護施設を確保する。整備に当たっては、環境・利用と調和のとれた海岸整備を目指す。
48	松合漁港海岸 (救の浦地区)	宇城市不知火町松合地先	(水)	護岸 堤防 水門		0.93		0.93		宇城市の一部	住宅地, 農用地		高潮対策	必要に応じて既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。実施に当たっては、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。
49	松合海岸	宇城市不知火町大見～松合地先	(農)	堤防 樋門	○	0.99	2.7 ~ 6.2	0.99	4.4 ~ 6.2	宇城市の一部	住宅地, 農用地 その他		高潮対策	高潮による背後地への越波・飛沫被害を防止するため、堤防等の整備を行い、必要な防護機能を確保する。整備に当たっては、環境・利用と調和のとれた海岸整備を目指す。
50	大口海岸	宇城市三角町大口宇鳥屋野地先	(農)	堤防、離岸 堤 樋門	○	0.68		0.68		宇城市の一部	住宅地, 農用地 その他		高潮対策	高潮による背後地への越波・飛沫被害を防止するため、堤防等の整備を行い、必要な防護機能を確保する。整備に当たっては、環境・利用と調和のとれた海岸整備を目指す。
51	手場海岸	宇城市三角町手場字馬建～宇浜の田地先	(建)	堤防 護岸 離岸堤 水門・樋門		1.69		1.69		宇城市の一部	住宅地, 商業業務 地, 農用地, その他		高潮対策	高潮による背後地への越波・飛沫被害を防止するため、離岸堤の整備を行う。整備に当たっては、環境・利用と調和のとれた海岸整備を目指す。
52	御船漁港海岸	宇城市三角町里浦宇郡浦越～宇浜山地先	(水)	護岸		1.46		1.46		宇城市の一部	住宅地, 農用地		高潮対策	必要に応じて既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。実施に当たっては、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。
53	里の浦海岸	宇城市三角町里の浦地先	(農)	堤防、樋門 消波工	○	0.65		0.65		宇城市の一部	住宅地, 農用地 その他		高潮対策	高潮による背後地への越波・飛沫被害を防止するため、堤防等の整備を行い、必要な防護機能を確保する。整備に当たっては、環境・利用と調和のとれた海岸整備を目指す。
54	郡浦漁港	宇城市三角町郡浦字矢房畑先	(水)	護岸 堤防		0.95		0.95		宇城市の一部	住宅地, 農用地		高潮対策	必要に応じて既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。実施に当たっては、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。
55	新地海岸	宇城市三角町前越字漁崎～宇小金桁地先	(建)	堤防 護岸 突堤 樋門		0.49		0.49		宇城市の一部	住宅地, 農用地		高潮対策	
56	金桁海岸	宇城市三角町前越字小金桁～中村字金桁地先	(建)	堤防 樋門		0.28		0.28		宇城市の一部	住宅地, 農用地, その他		高潮対策	

※所管:(河)河川局、(港)港湾局、(水)水産庁、(農)農村振興局

別表 海岸保全施設整備の種類、規模、配置及び受益の地域 《八代海沿岸》

イ) 海岸保全施設を整備しようとする区域				ロ) 海岸保全施設の種類、規模及び配置等					ハ) 海岸保全施設による受益の地域及びその状況		ニ) 維持又は修繕の方法		その他	
No	海岸名	地名	所管	種類	新設「◎」改良「○」	施設規模(現況)		施設規模(計画:R8年)2100年時点		受益の地域・状況		維持又は修繕の方法	整備の方向	
						延長(km)	代表天端高(T.P.m)	延長(km)	代表天端高(T.P.m)	地域	状況		防護施策	内容
57	黒崎海岸	宇城市三角町波多字姥崎～宇黒崎地先	(建)	堤防 樋門		2.01		2.01		宇城市の一部	住宅地、商業業務地、農用地、その他	高潮対策	必要に応じて既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。実施に当たっては、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。	
58	尺の浦海岸	宇城市三角町戸馳字下尺の浦～字大迫又地先	(建)	護岸		0.12		0.12		宇城市の一部	住宅地、農用地	高潮対策		
59	三角港海岸(東港地区)	宇城市三角町際崎地先	(港)	堤防、護岸、排水機場		2.70		2.70		宇城市の一部	住宅地、商業業務地、工業地、農用地	高潮対策		
60	三角港海岸(西港地区)	宇城市三角町西港地先	(港)	護岸		1.88		1.88		宇城市の一部	住宅地、商業業務地	高潮対策		
61	三角港海岸(戸馳地区)	宇城市三角町戸馳地先	(港)	護岸		3.76		3.76		宇城市の一部	住宅地、商業業務地、工業地、農用地、森林、その他	高潮対策		
62	三角港海岸(岩谷地区)	上天草市大矢野町岩谷地先	(港)	護岸		0.58		0.58		上天草市の一部	住宅地、農用地	高潮対策		
63	三角港海岸(登立地区)	上天草市大矢野町登立地先	(港)	護岸、排水機場		5.36		5.36		上天草市の一部	住宅地、商業業務地、農用地	高潮対策		
64	三角港海岸(四郎丸地区)	上天草市大矢野町四郎丸地先	(港)	護岸		0.72		0.72		上天草市の一部	住宅地、農用地	高潮対策		
65	戸馳農地海岸	宇城市三角町戸馳字山の神地先	(農)	堤防、樋門 消波工	○	0.35		0.35		宇城市の一部	住宅地、農用地 その他	高潮対策		
66	戸馳漁港海岸	宇城市三角町戸馳字下出～宇宮ノ内地先	(水)	護岸 堤防		1.47		1.47		宇城市の一部	住宅地、商業業務地 農用地	高潮対策		
67	片島東海岸	宇城市三角町戸馳字牧地先	(建)	護岸		0.15		0.15		宇城市の一部	住宅地、農用地	高潮対策		
68	内潟片島漁港海岸	宇城市三角町戸馳字辺田～宇築切地先	(水)	護岸 堤防		1.94		1.94		宇城市の一部	住宅地、農用地	高潮対策		
69	片島農地海岸	宇城市三角町戸馳字竜神～宇築切地先	(農)	堤防 樋門	○	0.20		0.20		宇城市の一部	住宅地、農用地 その他	高潮対策		
70	田井ノ浦漁港海岸	宇城市三角町戸馳字野崎～宇赤奇地先	(水)	護岸		0.80		0.80		宇城市の一部	住宅地、農用地	高潮対策		
71	大瀧海岸	上天草市大矢野町登立字塔崎～宇大瀧地先	(建)	堤防 護岸 樋門		1.34	3.1～6.4	1.34	3.5～4.7	上天草市の一部	住宅地、商業業務地、農用地	高潮対策	必要に応じて既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。実施に当たっては、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。	

別  
図  
参  
照

別表 海岸保全施設整備の種類、規模、配置及び受益の地域 《八代海沿岸》

イ) 海岸保全施設を整備しようとする区域				ロ) 海岸保全施設の種類、規模及び配置等					ハ) 海岸保全施設による受益の地域及びその状況		ニ) 維持又は修繕の方法	その他			
No	海岸名	地名	所管	種類	新設「◎」改良「○」	施設規模(現況)		施設規模(計画:R8年) 2100年時点		施設配置	受益の地域・状況		維持又は修繕の方法	整備の方向	
						延長(km)	代表天端高(T.P.m)	延長(km)	代表天端高(T.P.m)		地域	状況		防護施策	内容
72	治郎田海岸	上天草市大矢野町立字淵ヶ浦～字和田穂尾又番地先	(建)	護岸突堤樋門		2.42		2.42		別 図 参 照	上天草市の一部	住宅地、農用地、その他	高潮対策	必要に応じて既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。実施に当たっては、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。	
73	池の迫海岸	上天草市大矢野町立字和田穂屋地先～中字海部田地先	(農)	堤防、護岸樋門	○	1.98		1.98			上天草市の一部	住宅地、工業地、農用地、その他		高潮対策	高潮による背後地への越波・飛沫被害を防止するため、堤防等の整備を行い、必要な防護機能を確認する。整備に当たっては、環境、利用と調和のとれた海岸整備を目指す。
74	鷹巣海岸	上天草市大矢野町中字海部田～字鷹巣地先	(建)	護岸堤防樋門		0.35		0.35			上天草市の一部	住宅地、農用地、その他		高潮対策	
75	貝場漁港海岸	上天草市大矢野町中貝場地先	(水)	護岸堤防		2.18		2.18			上天草市の一部	住宅地、農用地、その他		高潮対策	必要に応じて既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。実施に当たっては、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。
76	柳漁港海岸(柳港区)	上天草市大矢野町柳地先	(水)	護岸、防潮堤、突堤		2.89		2.89			上天草市の一部	住宅地、工業地、農用地、その他		高潮対策	
77	新開海岸	上天草市大矢野町中字城山～五把浦地先	(建)	護岸突堤樋門		3.48		3.48			上天草市の一部	住宅地、商業業務地、農用地、その他		高潮対策	高潮による背後地への越波・飛沫被害を防止するため、護岸等の整備を行う。整備に当たっては、環境、利用と調和のとれた海岸整備を目指す。
78	蔵々漁港海岸	上天草市大矢野町蔵和蔵々地先	(水)	護岸堤防		1.39		1.39			上天草市の一部	住宅地		高潮対策	
79	千崎海岸	上天草市大矢野町蔵和字滝ノ下～字千崎地先	(建)	護岸		0.78	3.1～6.4	0.78	3.5～4.7		上天草市の一部	住宅地、農用地、その他		高潮対策	必要に応じて既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。実施に当たっては、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。
80	千崎海岸	上天草市大矢野町蔵和字千崎地先	(農)	堤防樋門	○	0.42		0.42			上天草市の一部	住宅地、農用地		高潮対策	高潮による背後地への越波・飛沫被害を防止するため、堤防等の整備を行い、必要な防護機能を確認する。整備に当たっては、環境、利用と調和のとれた海岸整備を目指す。
81	浪浦海岸	上天草市大矢野町蔵和字一丁崎～字浪之浦地先	(建)	堤防、護岸突堤樋門		0.64		0.64			上天草市の一部	住宅地、工業地、農用地、その他		高潮対策	必要に応じて既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。実施に当たっては、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。
82	梅木海岸	上天草市大矢野町蔵和字梅木～字塘山地先	(建)	堤防護岸突堤樋門		0.80		0.80			上天草市の一部	住宅地、農用地、その他		高潮対策	
83	大桜海岸	上天草市大矢野町蔵和字北浦～新開地先	(建)	堤防護岸樋門		0.66		0.66			上天草市の一部	住宅地、農用地、その他		高潮対策	
84	千束漁港海岸	上天草市大矢野町蔵和千束地先	(水)	護岸		1.74		1.74			上天草市の一部	住宅地、農用地、その他		高潮対策	必要に応じて既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。実施に当たっては、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。
85	鷺の浦海岸	上天草市大矢野町蔵和字北ヶ島～字小鷺浦地先	(建)	護岸突堤		0.56		0.56			上天草市の一部	住宅地、商業業務地、農用地、その他		高潮対策	
86	鷺浦漁港海岸	上天草市大矢野町蔵和下山地先	(水)	護岸堤防		1.42		1.42			上天草市の一部	住宅地、農用地、その他		高潮対策	

※所管:(河)河川局、(港)港湾局、(水)水産庁、(農)農林振興局

別表 海岸保全施設整備の種類、規模、配置及び受益の地域 《八代海沿岸》

イ) 海岸保全施設を整備しようとする区域				ロ) 海岸保全施設の種類、規模及び配置等					ハ) 海岸保全施設による受益の地域及びその状況		ニ) 維持又は修繕の方法		その他		
No	海岸名	地名	所管	種類	新設「◎」改良「○」	施設規模(現況)		施設規模(計画:R8年) 2100年時点		施設配置	受益の地域・状況		維持又は修繕の方法	整備の方向	
						延長(km)	代表天端高(T.P.m)	延長(km)	代表天端高(T.P.m)		地域	状況		防護施策	内容
87	下山海岸	上天草市大矢野町維和字下山地	(建)	護岸		0.55		0.55		別 図 参 照	上天草市の一部	住宅地, その他	維持又は修繕の方法	高潮対策	必要に応じて既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。実施に当たっては、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。
88	北前島海岸	上天草市松島町会津地先	(農)	堤防、樋門突堤	○	0.12		0.12			上天草市の一部	住宅地、農用地、その他		高潮対策	高潮による背後地への越波・飛沫被害を防止するため、堤防等の整備を行い、必要な防護機能を確保する。整備に当たっては、環境、利用と調和のとれた海岸整備を目指す。
89	合津港海岸(前島地区)	上天草市松島町前島地先	(港)	護岸		0.55		0.55			上天草市の一部	住宅地		高潮対策	
90	合津港海岸(稲戸地区)	上天草市松島町稲戸地先	(港)	護岸		2.75		2.75			上天草市の一部	住宅地, 商業業務地, その他		高潮対策	
91	合津港海岸(先辺地区)	上天草市松島町先辺地先	(港)	護岸		0.69		0.69			上天草市の一部	住宅地, 農用地, その他		高潮対策	必要に応じて既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。実施に当たっては、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。
92	上天草港海岸(阿村港区)	上天草市松島町阿村地先	(港)	堤防、護岸		6.61		6.61			上天草市の一部	住宅地, 農用地		高潮対策	
93	千切漁港海岸	上天草市松島町千切地先	(水)	護岸		0.12		0.12			上天草市の一部	住宅地、農用地、その他		高潮対策	
94	牟田海岸	上天草市姫戸町姫浦字真垣～字上合津越地先	(農)	護岸		2.64	3.1 ~ 6.4	2.64	3.5 ~ 4.7		上天草市の一部	農用地、その他		-	国道が造成されたため整備計画無し
95	牟田漁港海岸	上天草市姫戸町姫浦地先	(水)	護岸		2.26		2.26			上天草市の一部	住宅地、その他		高潮対策	
96	上天草港海岸(永目港区)	上天草市姫戸町永目地先	(港)	護岸		1.00		1.00			上天草市の一部	住宅地, 農用地, その他		高潮対策	必要に応じて既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。実施に当たっては、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。
97	姫戸港海岸	上天草市姫戸町姫浦地先	(港)	護岸、排水機場		3.27		3.27			上天草市の一部	住宅地, 農用地, その他		高潮対策	
98	上天草港海岸(二間戸港区)	上天草市姫戸町二間戸地先	(港)	護岸、突堤、導流堤		3.47		3.47			上天草市の一部	住宅地, 工業地, 農用地, その他		高潮対策	
99	下貫漁港海岸	上天草市龍ヶ岳町下貫地先	(水)	護岸消波工		1.27		1.27			上天草市の一部	住宅地、農用地、その他		高潮対策	高潮による背後地の越波・飛沫被害を防止するため、護岸、消波工等の整備を行い、必要な防護機能を確保する。整備に当たっては、環境、利用と調和のとれた海岸整備を目指す。
100	上天草港海岸(樋島港区・東風留地区)	上天草市龍ヶ岳町東風留地先	(港)	護岸		1.03		1.03			上天草市の一部	住宅地, 商業業務地, その他		高潮対策	
101	上天草港海岸(樋島港区・棚島地区)	上天草市龍ヶ岳町棚島地先	(港)	護岸		1.30		1.30		上天草市の一部	住宅地, その他	高潮対策	必要に応じて既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。実施に当たっては、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。		

※所管:(河)河川局、(港)港湾局、(水)水産庁、(農)農村振興局

別表 海岸保全施設整備の種類、規模、配置及び受益の地域 《八代海沿岸》

イ) 海岸保全施設を整備しようとする区域				ロ) 海岸保全施設の種類、規模及び配置等					ハ) 海岸保全施設による受益の地域及びその状況		ニ) 維持又は修繕の方法		その他		
No	海岸名	地名	所管	種類	新設「◎」改良「○」	施設規模(現況)		施設規模(計画:R8年) 2100年時点		施設配置	受益の地域・状況		維持又は修繕の方法	整備の方向	
						延長(km)	代表天端高(T.P.m)	延長(km)	代表天端高(T.P.m)		地域	状況		防護施策	内容
102	上天草港海岸(樋島港区・洲崎地区)	上天草市龍ヶ岳町洲崎地先	(港)	護岸		2.31		2.31		別 図 参 照	上天草市の一部	住宅地、その他	・堤防、護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤、離岸堤(潜堤)、人工リーフについては、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門については、定期的に点検等を行ない、設備の終年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	高潮対策	必要に応じて既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。実施に当たっては、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。
103	上天草港海岸(樋島港区・瀬戸地区)	上天草市龍ヶ岳町瀬戸地先	(港)	護岸		0.90		0.90			上天草市の一部	住宅地、その他		高潮対策	
104	外平海岸	上天草市龍ヶ岳町樋島宇島打場地先～上桶川地先	(農)	護岸、消波工 突堤		1.42		1.42			上天草市の一部	農用地、その他		侵食対策	
105	下桶川漁港海岸	上天草市龍ヶ岳町下桶川地先	(水)	護岸		1.91	3.1 ~ 6.4	1.91	3.5 ~ 4.7		上天草市の一部	住宅地		高潮対策	
106	小屋河内漁港海岸	上天草市龍ヶ岳町小屋河内地先	(水)	護岸 消波工		3.12		3.12			上天草市の一部	住宅地、農用地、その他		高潮対策	
107	上天草港海岸(大道港区)	上天草市龍ヶ岳町大道地先	(港)	護岸、突堤		2.70		2.70			上天草市の一部	住宅地、商業業務地、その他		高潮対策	
108	大道漁港海岸	上天草市龍ヶ岳町大道地先	(水)	護岸 消波工		3.53		3.53			上天草市の一部	住宅地、商業業務地、農用地、その他		高潮対策	
109	天草港海岸(与一ヶ浦港区)	天草市御所浦町与一ヶ浦地先	(港)	護岸		0.80		0.80			天草市の一部	住宅地、その他		高潮対策	
110	横浦漁港海岸	天草市御所浦町横浦地先	(水)	護岸		1.64		1.64			天草市の一部	住宅地、公共用地、その他		高潮対策	
111	天草港海岸(柗ノ木港区)	天草市御所浦町柗木地先	(港)	護岸		0.37		0.37			天草市の一部	住宅地		高潮対策	
112	牧島漁港海岸	天草市御所浦町牧島地先	(水)	護岸		1.91		1.91			天草市の一部	住宅地、公共用地、その他		高潮対策	
113	黒浜海岸	天草市御所浦町牧島字水ノ浦～字黒濱地先	(農)	護岸		0.63	2.3 ~ 6.1	0.63	3.2 ~ 5.6		天草市の一部	農用地		高潮対策	
114	芳ノ浦海岸	天草市御所浦町芳ノ浦～字桜畑地先	(建)	護岸		0.21		0.21			天草市の一部	荒地		高潮対策	
115	長浦漁港海岸	天草市御所浦町長浦地先	(水)	護岸		2.62		2.62			天草市の一部	住宅地、公共用地、その他		高潮対策	
116	田尻海岸	天草市御所浦町宇大石～田の頭地先	(建)	護岸		0.78		0.78			天草市の一部	住宅地、農用地、その他		高潮対策	

別表 海岸保全施設整備の種類、規模、配置及び受益の地域 《八代海沿岸》

イ) 海岸保全施設を整備しようとする区域				ロ) 海岸保全施設の種類、規模及び配置等					ハ) 海岸保全施設による受益の地域及びその状況		ニ) 維持又は修繕の方法		その他		
No	海岸名	地名	所管	種類	新設「◎」改良「○」	施設規模(現況)		施設規模(計画:R8年) 2100年時点		施設配置	受益の地域・状況		維持又は修繕の方法	整備の方向	
						延長(km)	代表天端高(T.P.m)	延長(km)	代表天端高(T.P.m)		地域	状況		防護施策	内容
117	大通越海岸	天草市御所浦町字大通越又地先	(建)	護岸		0.17		0.17		別 図 参 照	天草市の一部	住宅地, 農用地, その他	維持又は修繕の方法	高潮対策	必要に応じて既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。実施に当たっては、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。
118	御所浦漁港海岸	天草市御所浦町字本郷地先	(水)	護岸		2.61		2.61			天草市の一部	住宅地		高潮対策	
119	古場海岸	天草市御所浦町字洲の田～字古場地先	(建)	護岸		1.32		1.32			天草市の一部	住宅地, 商業業務地, 工業地, その他		高潮対策	
120	瀬戸目海岸	天草市御所浦町字古場～字瀬戸目地先	(建)	護岸		0.58		0.58			天草市の一部	住宅地		高潮対策	
121	御所浦漁港海岸	天草市御所浦町字嵐口地先	(水)	護岸		4.24		4.24			天草市の一部	住宅地		高潮対策	
122	烏帽子漁港海岸	天草市御所浦町烏帽子地先	(水)	護岸		1.31		1.31			天草市の一部	住宅地, 森林, 公共用地, その他		高潮対策	
123	大浦元浦漁港海岸	天草市御所浦町大浦元浦地先	(水)	護岸		3.06		3.06			天草市の一部	住宅地, 森林, 公共用地, その他		高潮対策	
124	天草港海岸(唐木崎港区)	天草市御所浦町唐木崎地先	(港)	護岸		0.45	2.3 ~ 6.1	0.45	3.2 ~ 5.6		天草市の一部	住宅地, 農用地, その他		高潮対策	
125	鳴川海岸	天草市倉岳町棚底字岩見川～字鳴川地先	(農)	護岸		1.39		1.39			天草市の一部	農用地		高潮対策	
126	尾串海岸	天草市倉岳町棚底字尾串地先	(建)	護岸		0.08		0.08			天草市の一部	農用地		高潮対策	
127	天草港海岸(棚底港区)	天草市倉岳町棚底地先	(港)	堤防、護岸		5.25		5.25			天草市の一部	住宅地, 工業地, 農用地, その他		高潮対策	
128	目玉海岸	天草市倉岳町棚底字大平地先	(建)	護岸		0.09		0.09			天草市の一部	その他		高潮対策	
129	浦海岸	天草市倉岳町浦字梅戸～棚底字宮崎地先	(建)	堤防 護岸 突堤 消波堤		2.73		2.73			天草市の一部	住宅地, 商業業務地, 農用地, その他		高潮対策	
130	中形浦海岸	天草市倉岳町棚底字小島～宮田字志波田地先	(建)	護岸 突堤 離岸堤 樋門		2.44		2.44		天草市の一部	住宅地, 商業業務地, 農用地, その他	高潮対策			
131	宮田漁港海岸	天草市倉岳町宮田字大宮田～字浜田地先	(水)	護岸		3.49		3.49		天草市の一部	住宅地	高潮対策			

※所管:(河)河川局、(港)港湾局、(水)水産庁、(農)農村振興局

別表 海岸保全施設整備の種類、規模、配置及び受益の地域 《八代海沿岸》

イ) 海岸保全施設を整備しようとする区域				ロ) 海岸保全施設の種類、規模及び配置等				ハ) 海岸保全施設による受益の地域及びその状況		ニ) 維持又は修繕の方法		その他			
No	海岸名	地名	所管	種類	新設「○」改良「○」	施設規模(現況)		施設規模(計画:R8年) 2100年時点		施設配置	受益の地域・状況		維持又は修繕の方法	整備の方向	
						延長(km)	代表天端高(T.P.m)	延長(km)	代表天端高(T.P.m)		地域	状況		防護施策	内容
132	猪子田漁港海岸	天草市栖本町古江地先	(水)	護岸		1.58		1.58		別 図 参 照	天草市の一部	住宅地、農用地、その他	・堤防、護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤、離岸堤（潜堤）、人工リーフについては、波浪による堤体前面の洗濯や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門については、定期的に点検等を行ない、設備の終年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	高潮対策	必要に応じて既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。実施に当たっては、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。
133	栖本古江海岸	天草市栖本町古江字内湯地先	(農)	堤防、樋門消波工、突堤	○	0.32		0.32			天草市の一部	住宅地、農用地、その他		高潮対策	高潮による背後地への越波・飛沫被害を防止するため、堤防等の整備を行い、必要な防護機能を確保する。整備に当たっては、環境、利用と調和のとれた海岸整備を目指す。
134	栖本漁港海岸(古江地区)	天草市栖本町古江地先	(水)	護岸		0.64		0.64			天草市の一部	住宅地、その他		高潮対策	
135	栖本漁港海岸(栖本地区)	天草市栖本町湯船原地先	(水)	護岸		0.82		0.82			天草市の一部	住宅地、その他		高潮対策	必要に応じて既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。実施に当たっては、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。
136	栖本海岸	天草市栖本町湯船原字西～馬場字下差原地先	(農)	堤防樋門	○	0.37		0.37			天草市の一部	住宅地、農用地、その他		高潮対策	
137	白洲海岸	天草市栖本町馬場字新白洲地先	(農)	堤防、樋門消波工、突堤	○	1.43		1.43			天草市の一部	住宅地、農用地、その他		高潮対策	高潮による背後地への越波・飛沫被害を防止するため、堤防等の整備を行い、必要な防護機能を確保する。整備に当たっては、環境、利用と調和のとれた海岸整備を目指す。
138	天草港海岸(栖本港区)	天草市栖本町栖本地先	(港)	護岸		2.01		2.01			天草市の一部	住宅地、農用地、その他		高潮対策	
139	白戸漁港海岸	天草市栖本町馬場地先	(水)	護岸消波工		1.18	2.3 ~ 6.1	1.18	3.2 ~ 5.6		天草市の一部	住宅地、農用地、その他		高潮対策	
140	塔の崎海岸	天草市下浦町字塔の崎～宇船地先	(建)	護岸消波堤		1.16		1.16			天草市の一部	農用地、その他		高潮対策	
141	戸の崎漁港	天草市下浦町字崎野、田崎地先	(水)	護岸		0.61		0.61			天草市の一部	農用地、森林、その他		高潮対策	
142	戸ノ崎海岸	天草市下浦町瀬の内地先	(建)	堤防護岸樋門		0.63		0.63			天草市の一部	住宅地、農用地		高潮対策	必要に応じて既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。実施に当たっては、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。
143	天草港海岸(金焼港区)	天草市下浦町地先	(港)	防波堤、護岸、突堤		2.02		2.02			天草市の一部	住宅地、商業業務地、農用地、その他		高潮対策	
144	石場海岸	天草市下浦町石場字小浦地先	(建)	護岸樋門		1.36		1.36			天草市の一部	住宅地、農用地、その他		高潮対策	
145	東外園海岸	天草市下浦町東外園字小浦～字先尾串地先	(建)	護岸樋門		1.99		1.99			天草市の一部	住宅地、その他		高潮対策	
146	下浦漁港	天草市下浦町字外園地先	(水)	護岸堤防		0.38		0.38			天草市の一部	住宅地、農用地、その他		高潮対策	

※所管:(河)河川局、(港)港湾局、(水)水産庁、(農)農村振興局

別表 海岸保全施設整備の種類、規模、配置及び受益の地域 《八代海沿岸》

イ) 海岸保全施設を整備しようとする区域				ロ) 海岸保全施設の種類、規模及び配置等					ハ) 海岸保全施設による受益の地域及びその状況		ニ) 維持又は修繕の方法		その他			
No	海岸名	地名	所管	種類	新設「◎」改良「○」	施設規模(現況)		施設規模(計画:R8年) 2100年時点		施設配置	受益の地域・状況		維持又は修繕の方法	整備の方向		
						延長(km)	代表天端高(T.P.m)	延長(km)	代表天端高(T.P.m)		地域	状況		防護施策	内容	
147	江崎海岸	天草市下浦町字外園～字前洗地先	(建)	護岸樋門		1.37	2.3 ~ 6.1	1.37	3.2 ~ 5.6	別 図 参 照	天草市の一部	住宅地, 農用地, その他	維持又は修繕の方法	高潮対策	必要に応じて既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。実施に当たっては、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。	
148	須森海岸	天草市下浦町出崎～須森地先	(建)	護岸消波堤樋門		1.08		1.08			天草市の一部	住宅地, 農用地		高潮対策		
149	船場海岸	天草市下浦町須森～船場地先	(建)	護岸突堤		0.90	0.90	天草市の一部	住宅地, その他		高潮対策	既設天端高の不足により、民家・耕地に越波被害が生じているため、直立波消ブロックを整備して、波浪による背後地への被害を軽減する。				
150	大門港海岸(大門地区)	天草市大門地先	(港)	護岸		5.69	5.69	天草市の一部	住宅地, 工業地, 農用地, その他		侵食・高潮対策	必要に応じて既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。実施に当たっては、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。				
151	大門港海岸(平床地区)	天草市平床地先	(港)	護岸		0.86	0.86	天草市の一部	住宅地, 農用地, その他		侵食・高潮対策					
152	前湯海岸	天草市楠浦町ハツ枝～本越地先	(建)	護岸		0.33	0.33	天草市の一部	住宅地, 農用地, その他		高潮対策					
153	立浦海岸	天草市楠浦町立立浦地先	(農)	堤防樋門	○	0.32	0.32	天草市の一部	住宅地, 農用地		高潮対策			高潮による背後地への越波・飛沫被害を防止するため、堤防等の整備を行い、必要な防護機能を確保する。整備に当たっては、環境・利用と調和のとれた海岸整備を目指す。		
154	観音海岸	天草市楠浦町立立浦～荒の辺田地先	(建)	護岸		2.00	2.00	天草市の一部	住宅地, 工業地, 農用地, その他		高潮対策					
155	大宮地海岸	天草市新和町大宮地地先	(建)	護岸突堤		0.64	3.0 ~ 5.3	0.64	3.0 ~ 5.0		天草市の一部			住宅地, 工業地, その他	高潮対策	必要に応じて既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。実施に当たっては、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。
156	荒新開海岸	天草市新和町大宮地字下釜～字柳地先	(建)	護岸水門・樋門		0.70		0.70			天草市の一部			住宅地, 工業地, 農用地, その他	高潮対策	高潮による背後地への越波・飛沫被害を防止するため、護岸等の整備を行う。整備に当たっては、環境・利用と調和のとれた海岸整備を目指す。
157	天草港海岸(大宮地港区)	天草市新和町大宮地地先	(港)→水	護岸		1.58	1.58	天草市の一部	その他		高潮対策			必要に応じて既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。実施に当たっては、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。		
158	椋浦海岸	天草市新和町大多尾字白岩～字椋浦地先	(建)	護岸樋門		1.12	1.12	天草市の一部	農用地, その他		高潮対策			既設施設の老朽化に伴う漏水対策を行うとともに、近接する民家への被害を軽減する対策を行う。		
159	先留海岸	天草市新和町大多尾字先留～字先留又地先	(建)	護岸		0.25	0.25	天草市の一部	住宅地, 農用地, その他		高潮対策			必要に応じて既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。実施に当たっては、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。		
160	浦ノ迫海岸	天草市新和町大多尾字先留～字浦ノ迫地先	(建)	護岸		0.32	0.32	天草市の一部	農用地		高潮対策					
161	天草港海岸(天附港区)	天草市新和町大多尾地先	(港)	護岸		0.33	0.33	天草市の一部	住宅地, 農用地, 森林, その他		高潮対策					

※所管:(河)河川局、(港)港湾局、(水)水産庁、(農)農村振興局

別表 海岸保全施設整備の種類、規模、配置及び受益の地域 《八代海沿岸》

イ) 海岸保全施設を整備しようとする区域				ロ) 海岸保全施設の種類、規模及び配置等					ハ) 海岸保全施設による受益の地域及びその状況		ニ) 維持又は修繕の方法		その他	
No	海岸名	地名	所管	種類	新設「◎」改良「○」	施設規模(現況)		施設規模(計画:R8年) 2100年時点		受益の地域・状況		維持又は修繕の方法	整備の方向	
						延長(km)	代表天端高(T.P.m)	延長(km)	代表天端高(T.P.m)	地域	状況		防護施策	内容
162	天附海岸	天草市新和町大多尾宇小天附地先～宇中ノ尾地先	(農)	堤防樋門	○	0.23		0.23		天草市の一部	住宅地、農用地	高潮対策	高潮による背後地への越波・飛沫被害を防止するため、堤防等の整備を行い、必要な防護機能を確認する。整備に当たっては、環境・利用と調和のとれた海岸整備を目指す。	
163	横島海岸	天草市新和町大多尾宇西横島地先	(建)	護岸突堤		4.90		4.90		天草市の一部	住宅地、農用地、その他	高潮対策		
164	大多尾漁港海岸	天草市新和町大多尾地先	(水)	護岸		1.19		1.19		天草市の一部	住宅地	高潮対策	必要に応じて既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。実施に当たっては、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。	
165	下大多尾漁港海岸	天草市新和町大多尾地先	(水)	護岸		1.16		1.16		天草市の一部	住宅地、農用地	高潮対策		
166	惣津海岸	天草市新和町大多尾宇山桃木～宇惣津地先	(建)	護岸		0.42		0.42		天草市の一部	住宅地、農用地、森林、その他	高潮対策		
167	小峯海岸	天草市新和町大多尾宇赤穂木～宇青佐ヶ浦地先	(建)	護岸		0.45		0.45		天草市の一部	住宅地、農用地、森林、その他	高潮対策		
168	立漁港海岸	天草市新和町小宮地地先	(水)	護岸		3.10	3.0 ~ 5.3	3.10	3.0 ~ 5.0	天草市の一部	住宅地、農用地	高潮対策	必要に応じて既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。実施に当たっては、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。	
169	二本木漁港海岸	天草市新和町小宮地地先	(水)	護岸		1.77		1.77		天草市の一部	住宅地、農用地、森林	高潮対策		
170	宮地ヶ浦海岸	天草市新和町小宮地宇宮地ヶ浦地先	(農)	堤防樋門	○	0.63		0.63		天草市の一部	住宅地、農用地、その他	高潮対策		
171	天草港海岸(中田港区)	天草市新和町中田地先	(港)	護岸		2.95		2.95		天草市の一部	住宅地、商業業務地、農用地、森林、その他	高潮対策	既存護岸の老朽化と高波・高潮対策として施設改良を行う。維持補修や今後の新設・改良においては防護・環境・利用との調和を目指す。	
172	大坪海岸	天草市新和町中田宇大坪地先	(建)	護岸		0.84		0.84		天草市の一部	住宅地、農用地	高潮対策		
173	松崎海岸	天草市河浦町宮野河内宇塘の内～宇鯨洞地先	(建)	護岸樋門		0.46		0.46		天草市の一部	住宅地、農用地、その他	高潮対策		
174	船津漁港海岸	天草市河浦町宮野河内地先	(水)	護岸		10.63		10.63		天草市の一部	住宅地、商業業務地、農用地、その他	高潮対策	必要に応じて既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。実施に当たっては、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。	
175	女岳漁港海岸	天草市河浦町宮野河内地先	(水)	護岸		2.88		2.88		天草市の一部	農用地、その他	高潮対策		
176	天草港海岸(上平港区)	天草市河浦町宮野河内地先	(港)	護岸、堤防		4.92		4.92		天草市の一部	住宅地、農用地	高潮対策		

別  
図  
参  
照

・堤防、護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確認する。  
・突堤、離岸堤(潜堤)、人工リーフについては、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確認する。  
・水門については、定期的に点検等を行ない、設備の終年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確認する。

※所管:(河)河川局、(港)港湾局、(水)水産庁、(農)農村振興局

別表 海岸保全施設整備の種類、規模、配置及び受益の地域 《八代海沿岸》

イ) 海岸保全施設を整備しようとする区域				ロ) 海岸保全施設の種類、規模及び配置等						ハ) 海岸保全施設による受益の地域及びその状況		ニ) 維持又は修繕の方法	その他	
No	海岸名	地名	所管	種類	施設規模(現況)		施設規模(計画:R8年2100年時点)		施設配置	受益の地域・状況		維持又は修繕の方法	整備の方向	
					延長(km)	代表天端高(T.P.m)	延長(km)	代表天端高(T.P.m)		地域	状況		防護施策	内容
178	下平漁港海岸	天草市深海町下平地先	(水)	護岸	1.06		1.06		別 図 参 照	天草市の一部	住宅地、農用地	・堤防、護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤、離岸堤(潜堤)、人工リーフについては、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門については、定期的に点検等を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	高潮対策	必要に応じて既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。実施に当たっては、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。
177	下平海岸	天草市深海町下平字宇帽子岩～字出月地先	(農)	護岸	1.75		1.75	天草市の一部		住宅地、農用地	侵食対策			
179	深海漁港海岸	天草市深海町深海地先	(水)	護岸	3.79		3.79	天草市の一部		住宅地、農用地、その他	高潮対策			
180	白戸海岸	天草市久玉町本郷字下白戸地先～字上白戸地先	(農)	護岸	0.32		0.32	天草市の一部		農用地	侵食対策			
181	浅海漁港海岸	天草市深海町浅海地先	(水)	護岸	7.91		7.91	天草市の一部		住宅地、農用地、商業業務地、その他	高潮対策			
182	山の浦漁港海岸	天草市久玉町山の浦地先	(水)	護岸	4.76		4.76	天草市の一部		住宅地、農用地、その他	高潮対策			

※所管:(河)河川局、(港)港湾局、(水)水産庁、(農)農村振興局

沿岸名：八代海沿岸

八代海

八代海沿岸(熊本県)

鹿児島県

水市

桂島

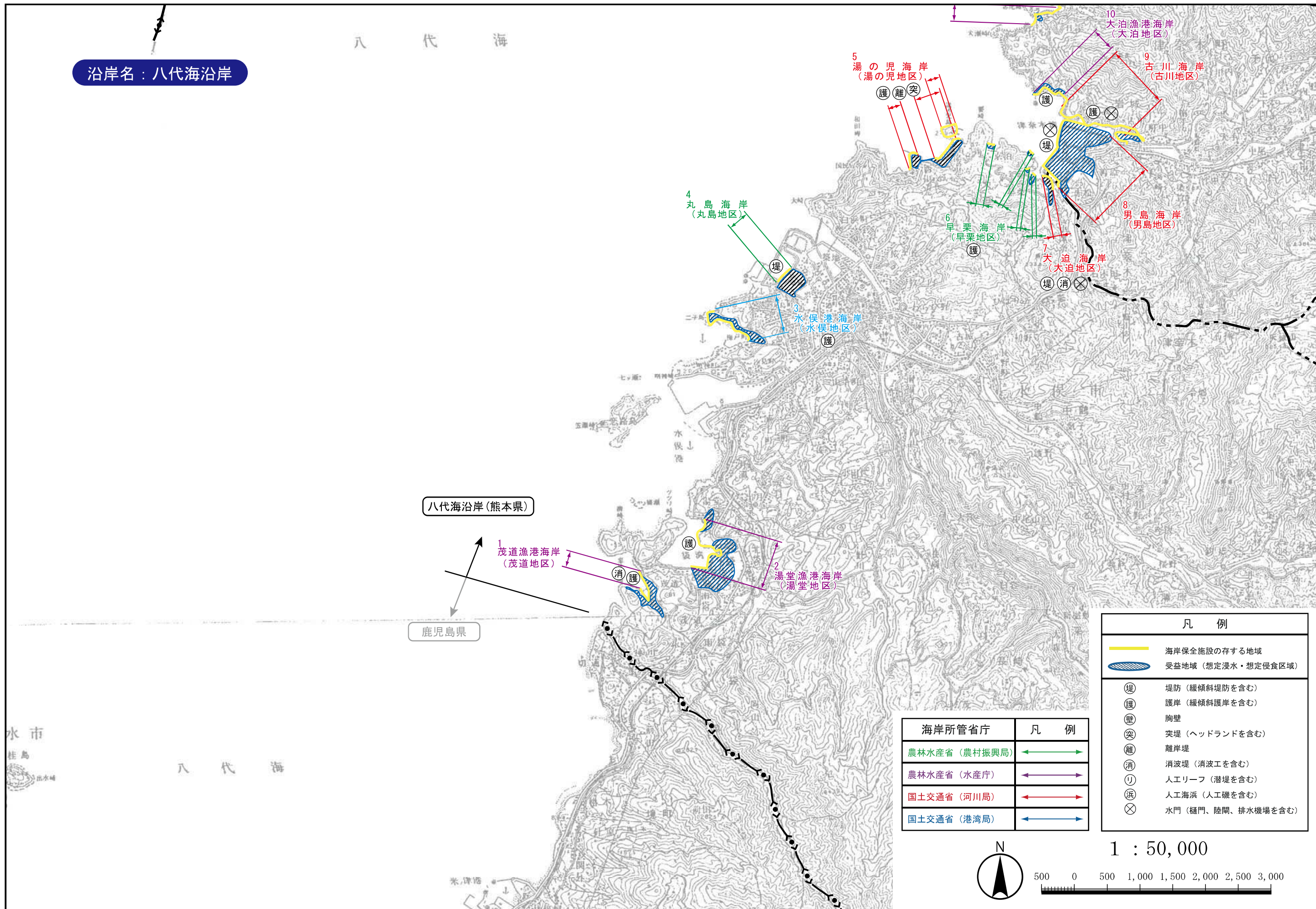
出水城

八代海

米津港

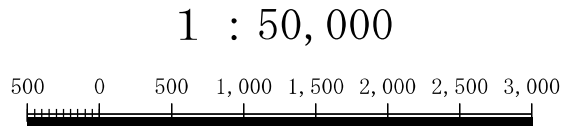
図 海岸保全施設の種類、規模、配置及び受益の地域：1/10

「測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R3JHF 46」、「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」



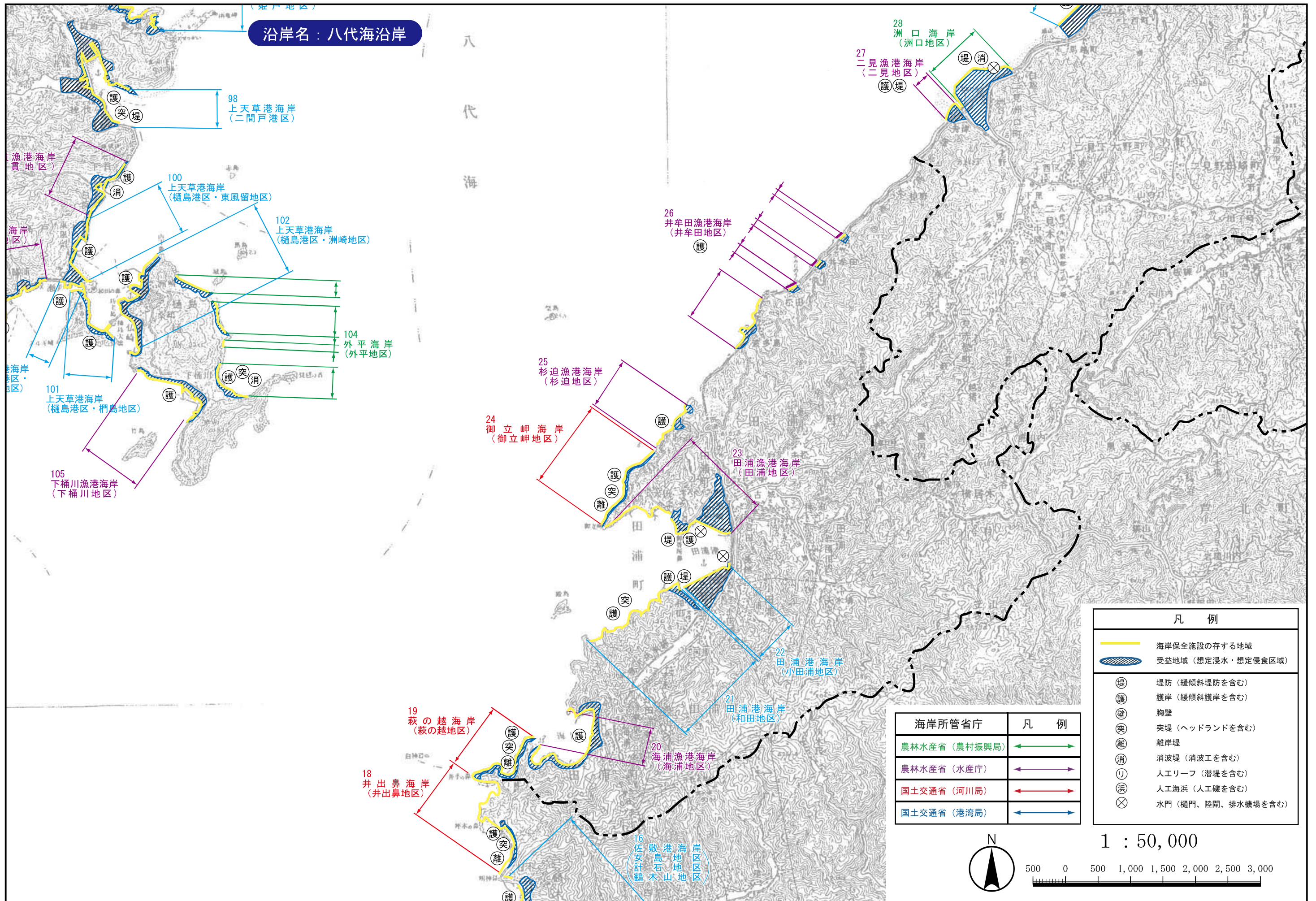
凡例	
	海岸保全施設の存する地域
	受益地域（想定浸水・想定侵食区域）
	堤防（緩傾斜堤防を含む）
	護岸（緩傾斜護岸を含む）
	胸壁
	突堤（ヘッドランドを含む）
	離岸堤
	消波堤（消波工を含む）
	人工リーフ（潜堤を含む）
	人工海浜（人工磯を含む）
	水門（樋門、陸開、排水機場を含む）

海岸所管省庁	凡例
農林水産省（農村振興局）	
農林水産省（水産庁）	
国土交通省（河川局）	
国土交通省（港湾局）	



1 : 50,000





沿岸名：八代海沿岸

八  
代  
海

98  
上天草港海岸  
(二間戸港区)

100  
上天草港海岸  
(樋島港区・東風留地区)

102  
上天草港海岸  
(樋島港区・洲崎地区)

104  
外平海岸  
(外平地区)

101  
上天草港海岸  
(樋島港区・棚島地区)

105  
下桶川漁港海岸  
(下桶川地区)

25  
杉迫漁港海岸  
(杉迫地区)

24  
御立岬海岸  
(御立岬地区)

26  
井牟田漁港海岸  
(井牟田地区)

23  
田浦漁港海岸  
(田浦地区)

22  
田浦港海岸  
(小田浦地区)

21  
田浦港海岸  
(和田地区)

20  
海浦漁港海岸  
(海浦地区)

19  
萩の越海岸  
(萩の越地区)

18  
井出鼻海岸  
(井出鼻地区)

16  
佐敷港海岸  
(佐敷地区)

27  
二見漁港海岸  
(二見地区)

28  
洲口海岸  
(洲口地区)

凡例	
	海岸保全施設の存する地域
	受益地域 (想定浸水・想定侵食区域)
	堤防 (緩傾斜堤防を含む)
	護岸 (緩傾斜護岸を含む)
	胸壁
	突堤 (ヘッドランドを含む)
	離岸堤
	消波堤 (消波工を含む)
	人工リーフ (潜堤を含む)
	人工海浜 (人工磯を含む)
	水門 (樋門、陸開、排水機場を含む)

海岸所管省庁	凡例
農林水産省 (農村振興局)	
農林水産省 (水産庁)	
国土交通省 (河川局)	
国土交通省 (港湾局)	

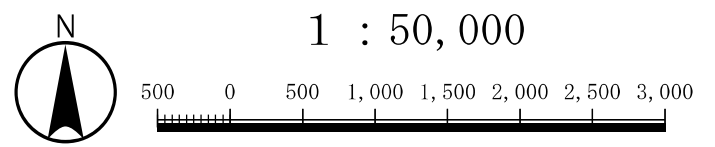
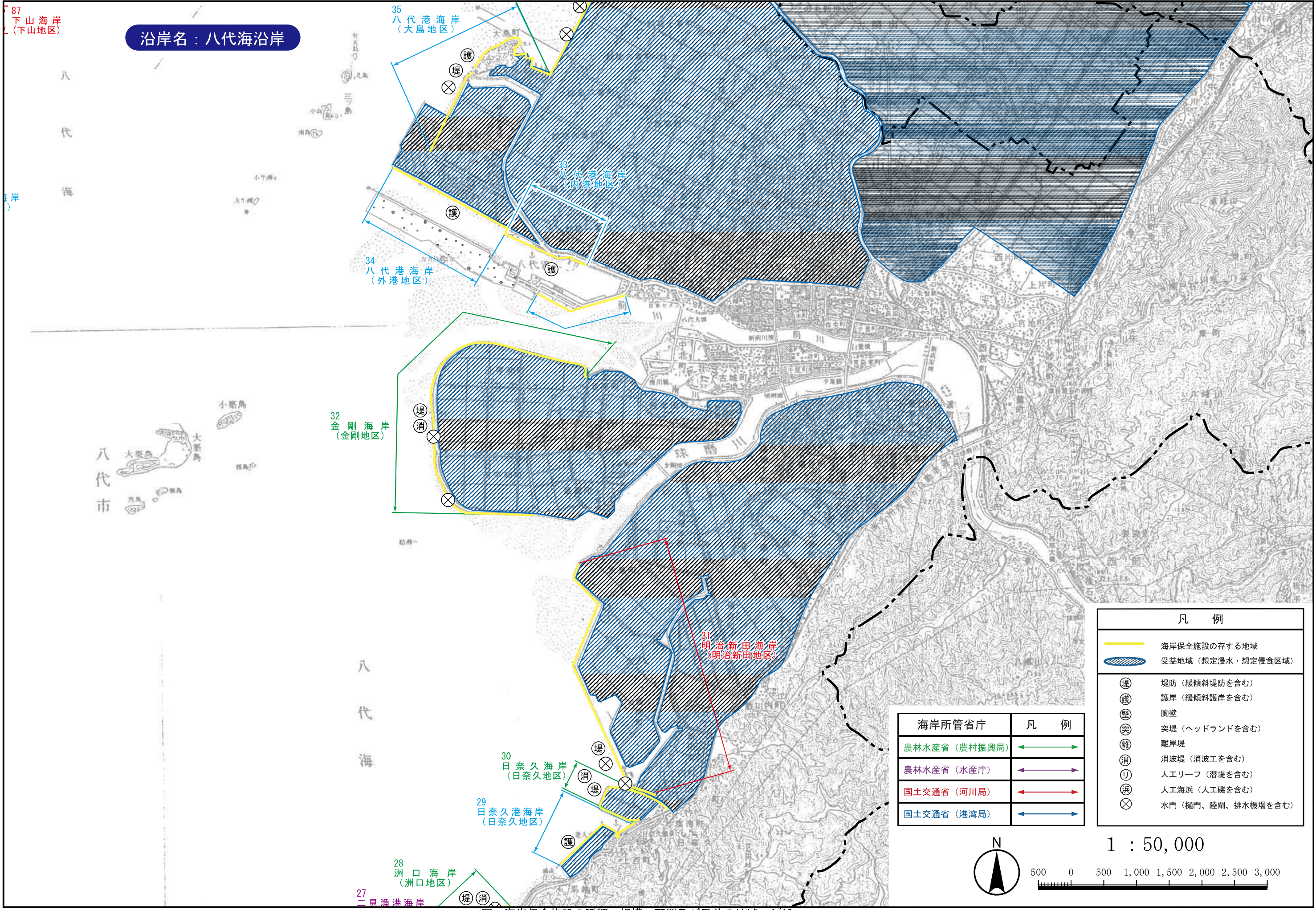


図 海岸保全施設の種類の種類、規模、配置及び受益の地域：3/10  
「測量法に基づく国土地理院長承認 (複製) R3JHF 46」、「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」



沿岸名：八代海沿岸

87 下山海岸 (下山地区)

35 八代港海岸 (大島地区)

33 八代港海岸 (内港地区)

34 八代港海岸 (外港地区)

32 金剛海岸 (金剛地区)

31 明治新田海岸 (明治新田地区)

30 日奈久海岸 (日奈久地区)

29 日奈久港海岸 (日奈久地区)

28 洲口海岸 (洲口地区)

27 二見漁港海岸

凡例	
	海岸保全施設の存する地域
	受益地域 (想定浸水・想定侵食区域)
	堤防 (緩傾斜堤防を含む)
	護岸 (緩傾斜護岸を含む)
	胸壁
	突堤 (ヘッドランドを含む)
	離岸堤
	消波堤 (消波工を含む)
	人工リーフ (潜堤を含む)
	人工海浜 (人工磯を含む)
	水門 (樋門、陸閘、排水機場を含む)

海岸所管省庁	凡例
農林水産省 (農村振興局)	
農林水産省 (水産庁)	
国土交通省 (河川局)	
国土交通省 (港湾局)	

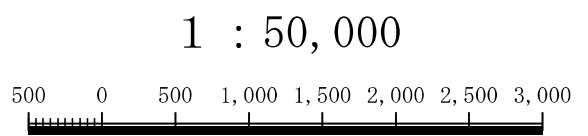
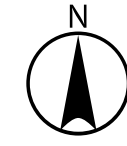
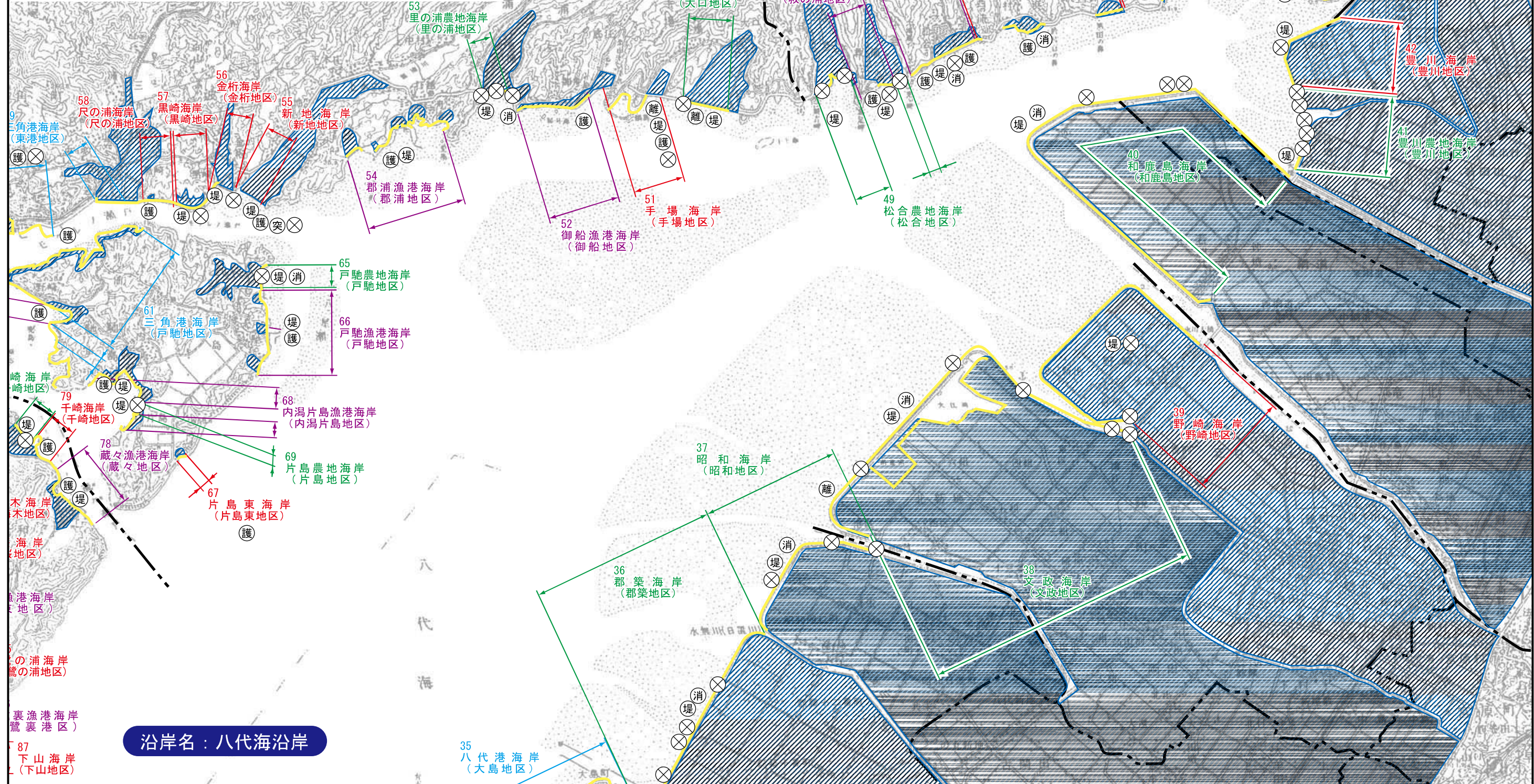
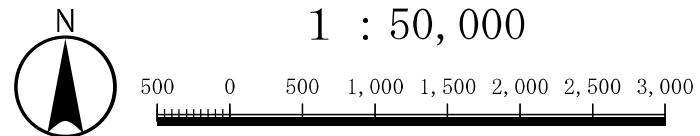


図 海岸保全施設の種類の種類、規模、配置及び受益の地域：4/10  
 「測量法に基づく国土地理院長承認 (複製) R3JHF 46」、  
 「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

海岸所管省庁	凡例
農林水産省 (農村振興局)	←→
農林水産省 (水産庁)	←→
国土交通省 (河川局)	←→
国土交通省 (港湾局)	←→

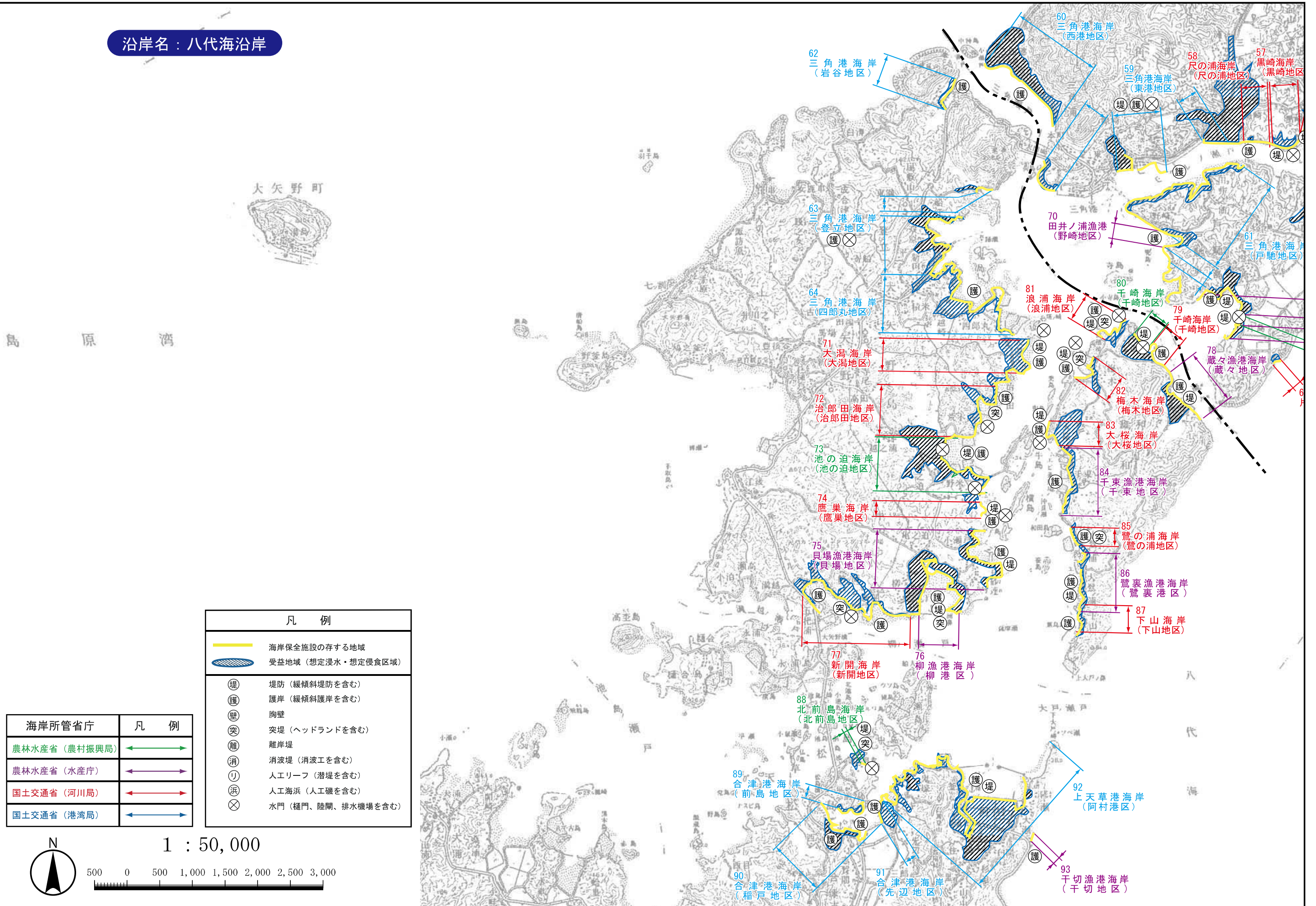
凡例	
	海岸保全施設の存する地域
	受益地域 (想定浸水・想定侵食区域)
	堤防 (緩傾斜堤防を含む)
	護岸 (緩傾斜護岸を含む)
	胸壁
	突堤 (ヘッドランドを含む)
	離岸堤
	消波堤 (消波工を含む)
	人工リーフ (潜堤を含む)
	人工海浜 (人工磯を含む)
	水門 (樋門、陸閘、排水機場を含む)



沿岸名：八代海沿岸

図 海岸保全施設の種類の種類、規模、配置及び受益の地域：5/10  
 「測量法に基づく国土地理院長承認 (複製) R3JHF 46」、「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

沿岸名：八代海沿岸



海岸所管省庁	凡 例
農林水産省 (農村振興局)	←→
農林水産省 (水産庁)	←→
国土交通省 (河川局)	←→
国土交通省 (港湾局)	←→

凡 例	
	海岸保全施設の存する地域
	受益地域 (想定浸水・想定侵食区域)
	堤防 (緩傾斜堤防を含む)
	護岸 (緩傾斜護岸を含む)
	胸壁
	突堤 (ヘッドランドを含む)
	離岸堤
	消波堤 (消波工を含む)
	人工リーフ (潜堤を含む)
	人工海浜 (人工磯を含む)
	水門 (樋門、陸閘、排水機場を含む)

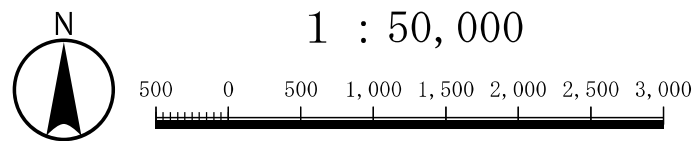
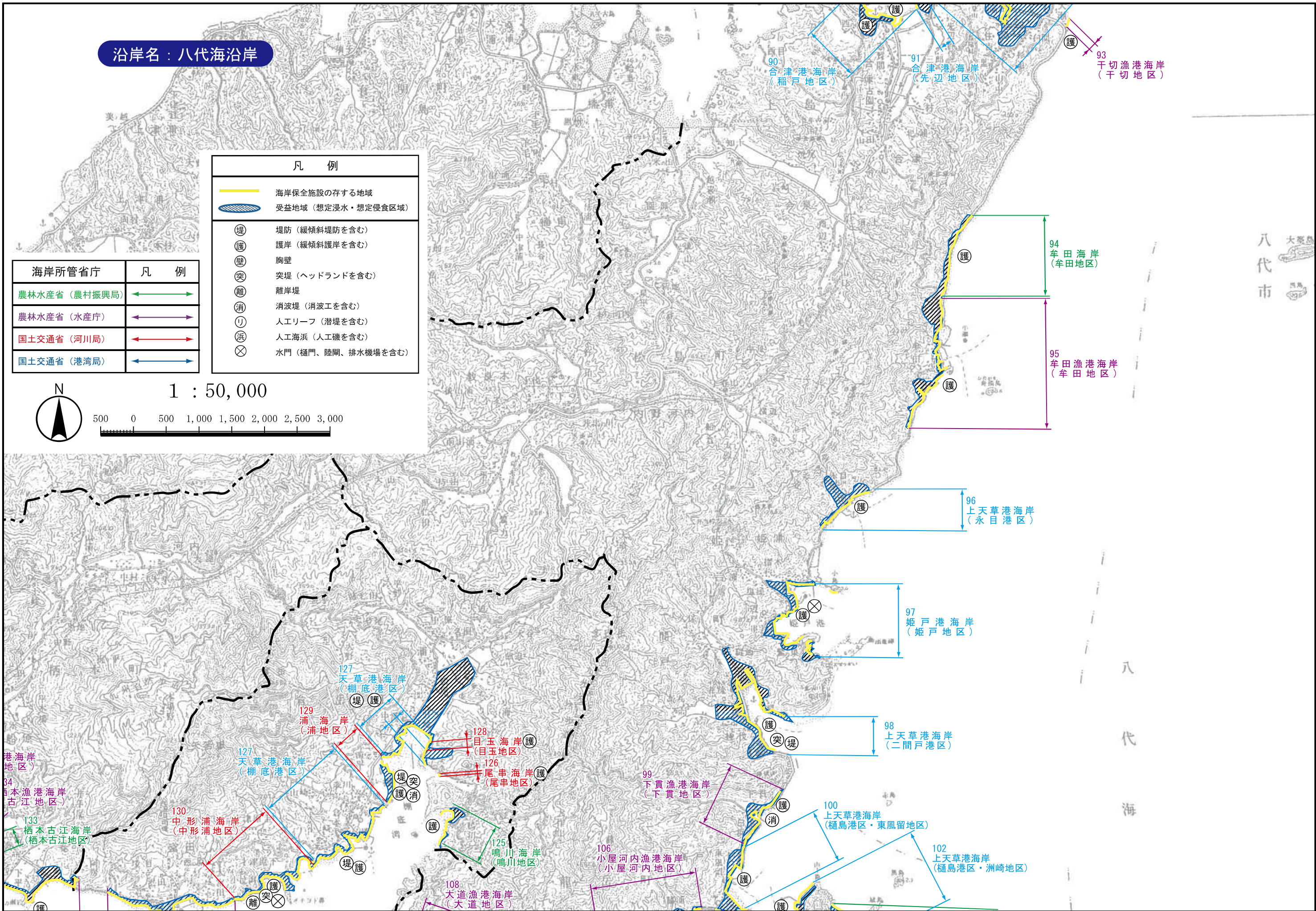


図 海岸保全施設の種類の種類、規模、配置及び受益の地域：6/10  
 「測量法に基づく国土地理院長承認 (複製) R3JHF 46」、「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

沿岸名：八代海沿岸



凡 例	
	海岸保全施設の存する地域
	受益地域 (想定浸水・想定侵食区域)
	堤防 (緩傾斜堤防を含む)
	護岸 (緩傾斜護岸を含む)
	胸壁
	突堤 (ヘッドランドを含む)
	離岸堤
	消波堤 (消波工を含む)
	人工リーフ (潜堤を含む)
	人工海浜 (人工磯を含む)
	水門 (樋門、陸閘、排水機場を含む)

海岸所管省庁	凡 例
農林水産省 (農村振興局)	
農林水産省 (水産庁)	
国土交通省 (河川局)	
国土交通省 (港湾局)	

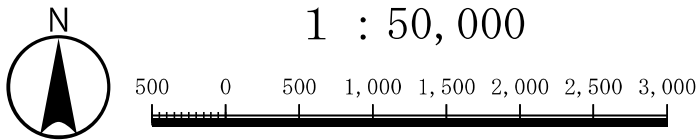


図 海岸保全施設の種類の種類、規模、配置及び受益の地域：7/10  
 「測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R3JHF 46」、「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

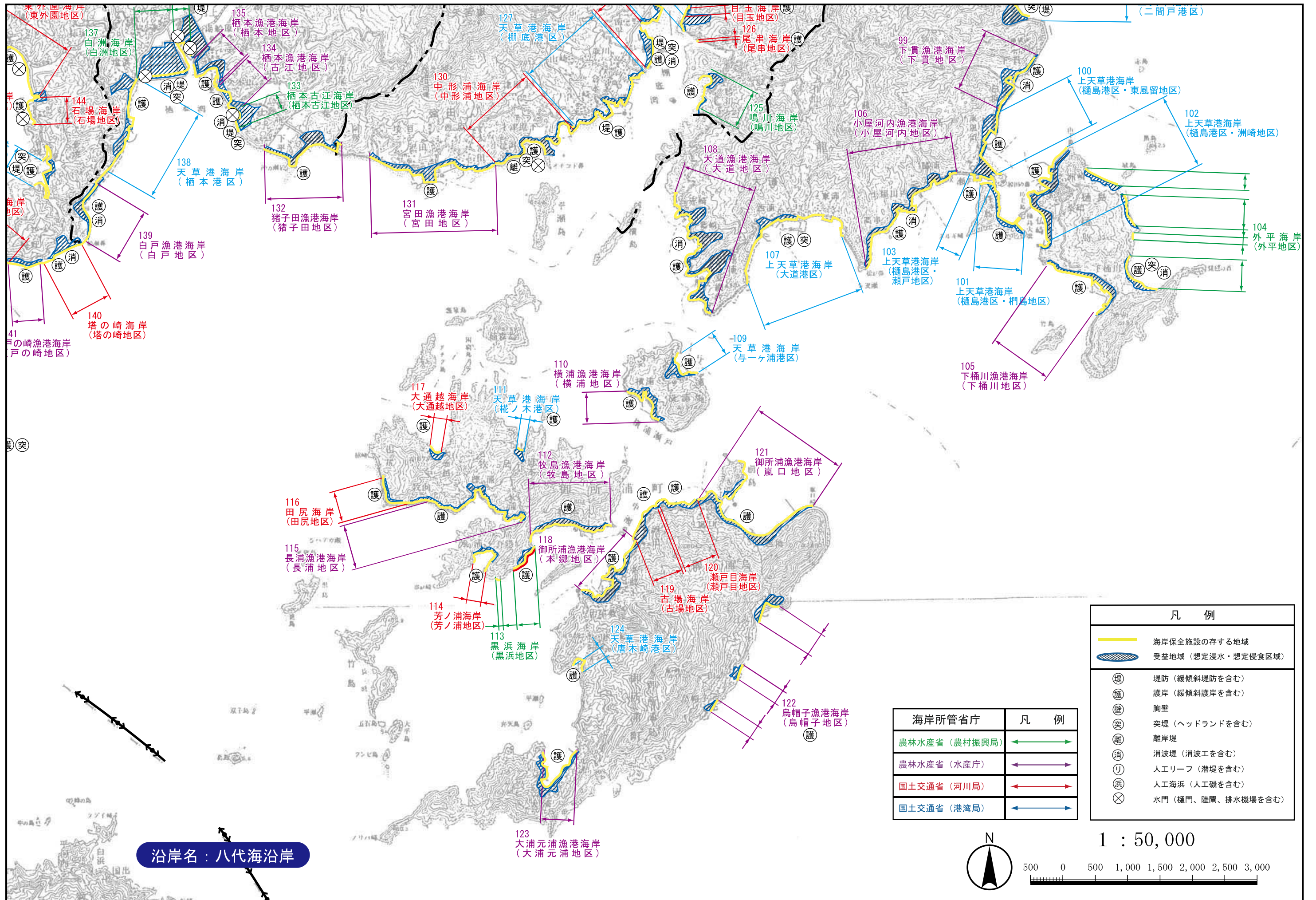
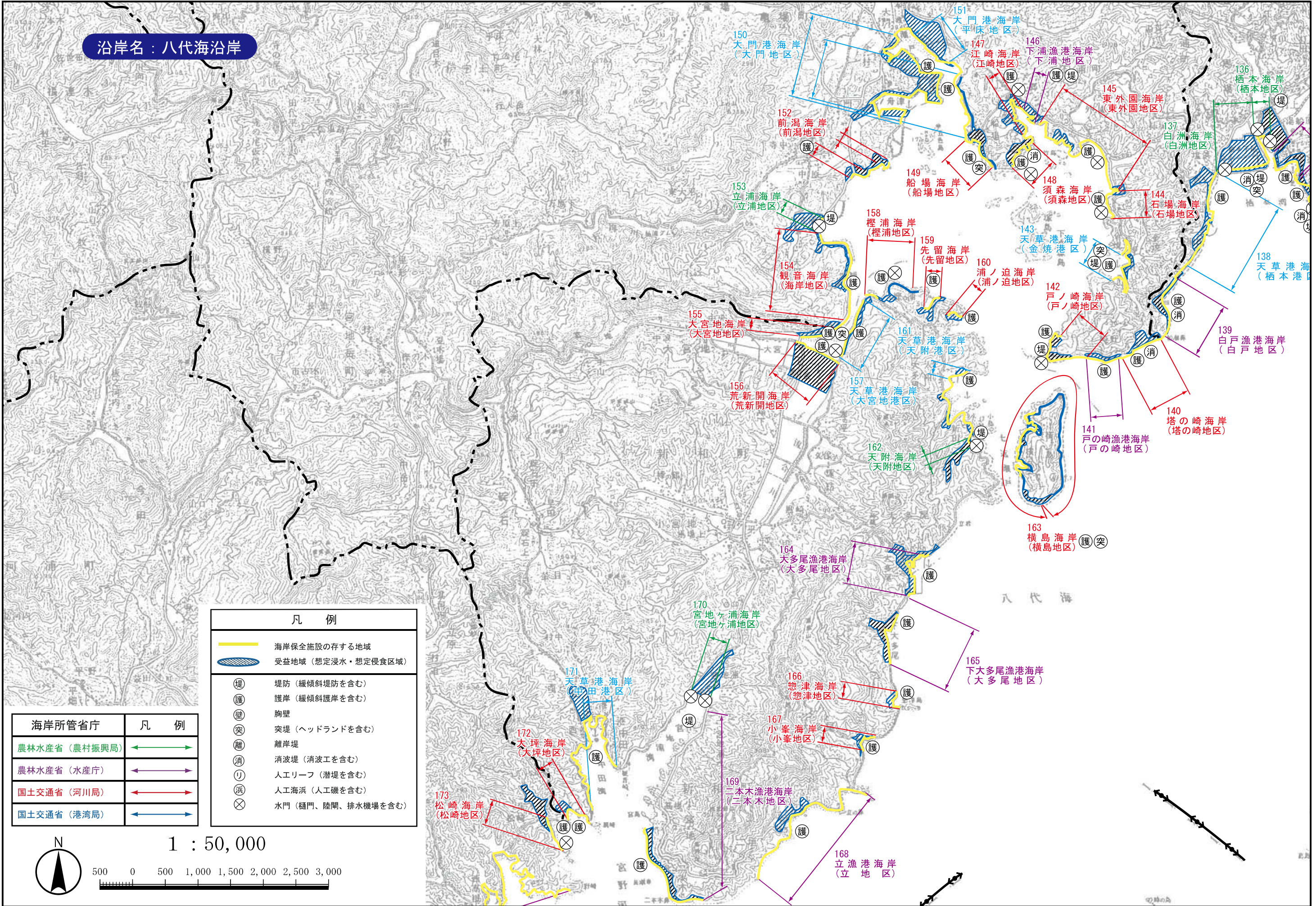


図 海岸保全施設の種類、規模、配置及び受益の地域：8/10

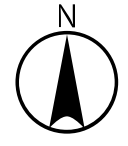
「測量法に基づく国土地理院長承認 (複製) R3JHF 46」, 「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

沿岸名：八代海沿岸



凡 例	
	海岸保全施設の存する地域
	受益地域（想定浸水・想定侵食区域）
	堤防（緩傾斜堤防を含む）
	護岸（緩傾斜護岸を含む）
	胸壁
	突堤（ヘッドランドを含む）
	離岸堤
	消波堤（消波工を含む）
	人工リーフ（潜堤を含む）
	人工海浜（人工磯を含む）
	水門（樋門、陸間、排水機場を含む）

海岸所管省庁	凡 例
農林水産省（農村振興局）	
農林水産省（水産庁）	
国土交通省（河川局）	
国土交通省（港湾局）	



1 : 50,000

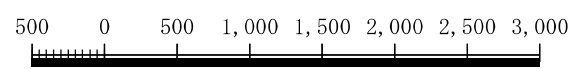


図 海岸保全施設の種類の種類、規模、配置及び受益の地域：9/10  
 「測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R3JHF 46」、「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

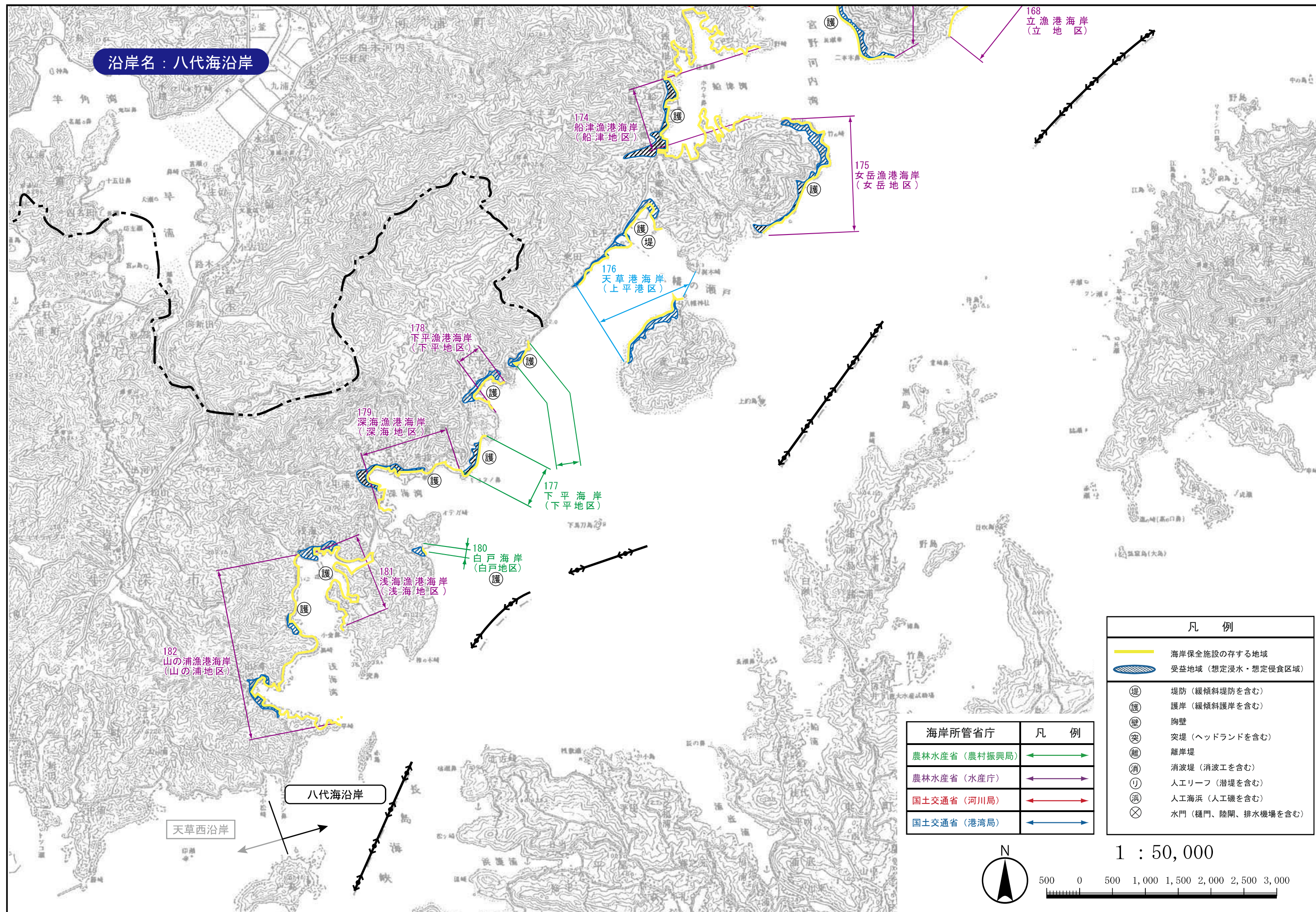


図 海岸保全施設の種類の種類、規模、配置及び受益の地域：10/10

「測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R3JHF 46」、 「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」